

# 議院 工委員会 錄 第十号

(一八八)

第二十九回国会  
衆議院

商

工

委

員

会

議

錄

第

十

号

昭和三十六年十月二十六日(木曜日)  
午前十時二十三分開議

委員長 早稻田委員長

理事内田 常雄君 理事岡本 茂君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

浦野 幸男君 遠藤 三郎君

海部 新八君 神田 博君

田中 築一君 中川 俊思君

大矢 省三君 山手 满男君

加藤 清二君 久保田 豊君

中村 重光君 西村 力弥君

林 博君 好雄君

村上 勇君 山手 满男君

同日

中小企業業種別振興措置法に基づく

指定業種の振興資金設置等に関する

名提出、衆法第三二号)

電気用品取締法案(内閣提出第一八

号)(参議院送付)

請願(小笠公韶君紹介)(第一〇一〇

号)

同(菅野和太郎君紹介)(第二二五七

号)

は本委員会に付託された。

官務大臣 藤山愛一郎君

出席国務大臣 菅野和太郎君

出席政府委員 大月 高君

官務大臣 松平 忠久君

官務大臣 森 清君

官務大臣 大堀 弘君

官務大臣 森 清君

官務大臣 松平 忠久君

○早稻田委員長 ただいまより会議を開きます。

低開発地域工業開発促進法案(内閣提出第六号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八

号)(参議院送付)

下請関係法案(松平忠久君外二十八

名提出、衆法第二二二号)

中小企業に関する件)

本日の会議に付した案件

は本委員会に付託された。

低開発地域工業開発促進法案(内閣

提出第六号)

電気用品取締法案(内閣提出第三八

号)(参議院送付)

下請関係法案(松平忠久君外二十八

名提出、衆法第二二二号)

中小企業に関する件)

○久保田委員長 ただいまより会議を開きます。

低開発地域工業開発促進法案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたしま

す。久保田豊君。

中小企業金融公庫総裁 森永貞一郎君

○久保田(墨)委員 私は質問に入る前に、この法案に対します私の評価といいますか、それと態度についてあらかじめ一言申し上げおきたいと思います。

この法案は、与野党ないしは政府とも非常に軽い法案のように見ておるようになります。しかしながら私の見たところでは、突っ込んで内容を検討してみると、非常に重要な法案であります。見方によりまして、私は大きな影響を持つ法案だと思ふのであります。

うものは、さきの国会で問題になりました農業基本法以上に、私は大きな影響を持つ法案だと思ふのであります。そういう点について、私は与野党ともに、政府もまた認識を改めるべきじゃないかというふうに思うわけであります。

従いまして、私はこの法案に対しても質問を大きく三段に分けたいと思います。第一段は、この法案の各条についての事務的な質問であります。この点が明確でないところがたくさんあるのです。従いまして、私はこの法案に対します質問を大きく三段に分けたいと思います。

第一段は、この法案の各条についての事務的な質問であります。この点が第一点。第二点は、この法案が実施されましたが

明確でないところがたくさんあるのです。従いまして、私はこの法案に対します質問を大きく三段に分けたいと思います。

○久保田委員長 ただいまより会議を開きます。

低開発地域工業開発促進法案を議題とし、審査を進めます。

前会に引き続き質疑を続行いたします。

久保田豊君。

○久保田委員長 ただいまより会議を開きます。

低開発地域

る。それに反しまして、東京その他の四大工業地帯といいますか、こういう地帯の工業が非常に高度に発達している、そして農業の比率が非常に小さく、そういうふうな面、そういう事実から差がこういう大きな開きを持つてきませんでした最大の理由というのはそこだけにないのではないか。もっと現実的な問題は何かといいますと、こういう工業地帯は、特に東京とか大阪は、全国的な近代の企業といいますか、そういうものの本店所在地であります。官厅にいたとしても、東京は御承知の通り全国の中央政府の所在地であります。こういう本店所在地に、地方で生産ないしは消費のいろいろな活動をしまして、いわゆるそこで生まれました余剰所得というものはみな吸い上げられる。そうしてこの大都市に来て、これがいわゆる分配所得として各人に割られる。従つてそういうところで平均をした一人当たりの所得の水準は非常に高いということになる。このことは、こういう大都会におきましてもそれではどうかといふと、全部が高いわけではないのであります。そうではなくて、高いもの、いわゆる金持ちといいますか、そういうものは非常に大きな所得を持つておる。しかしその中におきましても低いものは非常に低い所得を持つておつて、ちょうど地域的な格差のあると同じように、大都会におきましてはいわゆる階層間やあるいは職業間の所得格差なり、経済格差が非常に強いという事実を、こういう平均数字で表わしただけのものだと思うのであります。従つてこういう平均数字を土

台にして、この平均を全般的な工業分散によってやつてやつてこう。こういう考え方では、全国の所得格差といふもの、あるいは経済格差を、二重構造的なものを解消するということにはならないんじゃないか。この根本点についての認識を改めることが、私どもの立場からいいますと所得倍増計画、従つてこういう全国的な工業立地計画あるいは分散計画の一一番根本の問題ではないかといふふうに考へるのであります。この点について、これは半ば理屈みたいなことになりますけれども、これは理屈じゃない。事實をどう解決していくかということにつきましての根本の方針に関する問題だと私は思うのであります。この点についての長官の総合的なお考えといふものをまず第一点として聞いておきたい、こう思うのであります。

準であつて、地方はその水準よりはるかに下であるということでは、経済上の総合力もあるいは文化的な総合力も出て参らぬ。やはり日本のほんとうの力が十分發揮されるためには、経済的に申しても、二、三の都会だけに大学があつたり学者がおられたり、あるいは文化的な施設があつたりといふことで、地方には何もそういうものがないといふことは、日本の文化水準といふものが、都會だけ見れば上がってゐるよう見えますけれども、日本全体の文化的水準といふものは上がつたとは言えないんじゃないか。こういうことを考えて参つて、どうしてそれを解消していくかということを、われわれとしては考へて参らなければなりませんが、少なくとも工業面においてはやはり地方にもその土地々々の立地条件、そしてまたそれを開発することによって可能になり得るよくな立地条件の土地に、それぞれそういう方針に従つて工業も誘致し、あるいは整備してやつて参りますことが必要であろうかと思うのであります。でありますから、現在在野開発地方と申しておりますけれども、今日のようないろいろ技術的な進歩あるいは経済情勢の変化等を考へて参りますと、過去における立地条件の不便ということが必ずしも克服できまいわけでもございませんし、またそういう克服することによつて地方に分散されると、いふことも考えられるわけでござります。たとえばレンズ工業のようなものが信州にみな移つていく。これは空気が乾燥しているし、あるいは温度的にもいいといふような条件で、東京

周辺にありましたレンズ工業が後進地方にいくといふようなことを考ふられます。また将来の日本の経済事情から見ますと、たとえば非常に低開発である裏日本の方面においても、われわれの聞いておりますところによると、たとえばタンカーが八万トンだ、十万トンだというようなタンカーになつてくれば、必ずしも太平洋岸にそういう良い港がないわけではないけれども、敦賀湾その他あの周辺一体はそうした大きなタンカーを入れることができて、将来あるいは石油化学の中心といふものもそういう方面が適地になるのではないかといふような産業立地の話をわれわれ聞いております。そういうことでありますから、やはり今日の低開発地域となつておりますところに興していふということになりますれば、私どもは政府も力を入れて、また地方においても力を入れて、そういう条件を完備していきながら産業をそこに興していくことになります。ことに私が申しますまでもなく、久保田さんも御存じの通り、今日から大企業が工場を分散いたしました場合に、大企業自体の經營体の中におきまして、地域格差の賃金といふものを制定することは非常にむずかしいと思います。北海道等において寒冷地手当を出すというような特殊の場合を除きますと、そういうことは過去においては考えられたのでござりますけれども、これからはやはり中央あるいは新しい低開発地帯の工場等で、基本的な賃金の

問題において、その地方が安いから賃金に非常な格差をつけるというわけにもなりません。またそれは当然であるうと思います。そういうことでございまますから、やはり地方に工業を分散して、それぞれの地方におのずから適当な工業を打ち立っていくといふことは、地域格差解消の上に非常に大きな貢献をすると私は思います。ただ久保田さんも御指摘の通り、それだけで全部の地域格差がなくなるかといえば、なくならない。やはりその周辺におきます農業のいわゆる選択的拡大と申しますが、農業の方面での改良、あるいは農村方面と新たにできましたそぞら、いわゆる農業地帯との連関において新しい農業が育成されるということから、農村方面の収入もそれに伴つて上がっていくといふよな、いろいろな問題が考えられると思います。でありますから、これだけでもつてすぐ地域格差が是正されるのだといふことは考えられないでございまして、あらゆる手を打つて、あらゆる方面でお互いに補完をしながら地域格差の解消と申しますが、地方的な所得の増加の方法を講じていくことが必要だと思うのであります。そして、そういう意味におきまして、私は、この法案も地域格差の縮小には非常に役立つものだ、そう考えております。

農業の選択的拡大が行なわれるようながらお話をありました。私はあとで具体的に事実を指摘して、長官とやつていてる時間はないでしようけれども、事務当局とでもやつてみたいと思いますけれども、これは農業の選択的拡大にはなりませんよ。逆になりますよ。そういういろいろの事実も出てくるわけです。その逆に出てくるものを、たとえば農基法なり、あるいは農基法に連関する諸法案なり諸方策で解決ができるかというとできない部面の方が多いです。そういういろいろな部面から考え方でみて、そういう点についての適切な处置がない。少なくとも現在われわれには見られない。これだけじゃありません。いろいろ手を打ちますというお話をですが、一体どういう手を打ちますかと言わると、現在のところ、政府としては具体的にはほとんどないと思っています。そういうことになりますと、私はへたにすると、かえってこれが拡大をする公算が多いということを指摘しておく。これだけをもつて所得倍増計画の全国的な地域格差の解消策の根幹だというふうに安心してもらつては困るのだ。今お話をありました諸方策をいろいろこれに加味して、その方に重点を置いてやってもらわぬと困るのだ。また、そのやり方についても、個々の法案の予定しておりますような程度のやり方ではうまくいかないということを、あらかじめこの機会に申し上げておくわけであります。

す。ところが、あれとこれとはちょっと矛盾した格好なんです。矛盾といふことではないかもしませんけれども、何か扱いの順序が逆であります。と申しますのは、四大工業地帯といふものは、御承知通りマキシマムで、この工業地帯においてはもうこれ以上は工業の発展といふものは不可能になつてきました。あるいはもつと、企業の立場からいえば不採算になつてきました。そこでこいつをどこか地方へ分散させなければならぬ。その方が企業ないしは省の立場から見ると有利だ、こういう判断に立つて、そういうところから出てきておるのであります。しかもその重点はどこにあるかというと、周辺のベルト地帯にあることは長官もよく御承知の通りであります。大体あの計画によりますと、四大工業地帯、それから周辺のベルト地帯、開発地帯、その他といふ順序になっております。そして十年間十六兆のいわゆる行政投資の配分等も、どこに一番重点が置いてあるかというと周辺のベルト地帯であります。ここに重点を置いて一番多くの配分をすることになります。そしてその次が何といっても四大工業地帯であります。その次が開発地帯。それから、いわゆるその他といふのは低開発地帯、こういうことになろうと思ひます。ところが、法案として出てきましたのはこれが最初であります。

内容的にもどういふ連闇を持つておらぬかといふことは明らかにならぬ。どちらに政府はウエートを置いているのかわからぬ。本来からいいますれば、これは二つ統一されて出さるべき法案であります。これをばらばらにして出しているところに私は、運用次第によつてましては非常に大きなアンバランスが将来において出てくる危険があると申します。あるいはこの法案が、悪口じやかにしませんけれども、代議士やなんなかの選挙運動に使われて、しかもこれが非常に毒されて使われるという危険も出て参ります。さらにもう一つの問題とは、これは私が言うまでもなく、工業の地方的分散なり全国的な立地計画といふものは、その動脈をなしておるメタノールの御承知の通り全国の総合開発ではあります。たとえば道路の基本的な整備あるいは鉄道の基本的な整備あるいは港湾の基本的な整備、あるいは河川の基本的な改修、こういふものが根幹になつて、これが幹であつて、こつちは大きな実がなり、こつちは小さな実がなる。こういうことにならざるを得ないわけであります。こういうところとの関係もこの法案では明らかでありません。なぜ政府はこういふふうにこま切れみたよにして出してきたか、どこに重点を置くのか、これをういう全体との連関の中で、どういふふうに扱おうとしておるのか、これらが明確でない限り、この法案を私は簡単には通すわけにはいかない、こんな順序な、しかも法案をこま切れ思うのであります。少なくとも全国的にそいだ点を総合し統一的にものを運ばなければならぬ企画庁が、こういふ

で、どこでどう結びつくやら全くわからないような形の法案を作つて、しかも出す順序もばらばらに出していくのではなく順序もばらばらに出していくの。なぜそうなったのか、なぜそちらにいふうにして統一して、今後においてこういうばらばらのものをどういうふうにして統一して、今後においてこういうばらばらのをくつむりか、運用面でどういうふうにして統一的にやるか、この点を長官から明確なお答えがない限り、私はこの法案は、このまま、はいそうですか、いうわけには参らないと思うのですから、この点はどうですか。

○藤山国務大臣　ただいまの御質問でござりますけれども、政府が国土総合計画を立てまして、そうして基本的な日本の産業の立地あるいは経済活動の整備といふことをやつて参りますことは基本的な問題でござります。ただたゞ、いうう基本的な問題をやります場合にも、やはり地方的な意欲といふもののが起きることなればならぬことは、まあ当然でございまして、政府の根幹でござる計画を遂行しながら、そしした地方的な意欲とあわせて参ることが必要なことがあります。でありますから、こうした低開発地域を政府が助成して、そししてある程度工業の立地の日的是のために税制面、あるいは財政面でありますから、地方政府における工業の立地のそりまして、そういう意欲が一方では冬方面に出てながら、一方では国土総合開発的な大きな計画と並行して、またその中においてそれを調整していくことが必要になつてくると思います。おおきな意欲が

のようないいなにかと思ふが、工業地帯を中心としたものでございますけれども、しかしその周辺のベルト地帯を育成して参るにしましても、全体としての背後をなします地方における工業の分散、また工業発達のための地方的意欲といふものがなければ、そういうような大きな総合都市計画が完璧を期し得られないであります。そういう関係において私どもは両方が矛盾しているとは思ひませんし、おのずから補完の作用をなして並行していくと思ひます。

また将来、新産業都市というものを考えておりますけれども、これも現状におきます四大工業地帯が、すでに相当な飽和状態になつてゐるばかりでなくして、都市集中の結果から見まして、経済面以外においてもいろいろな問題が起つておりますので、そういうふうな都市疎開の考え方も加えて参らなければならぬわけであります。そういう意味からいいまして、将来そういう面においても考慮を払いつゝ、同時に低開発地帯の開発を地方的な意欲の盛り上がつた上にあわせて、いきたい、こういうふうに考えております。

しかし御指摘のように、将来これら法律がいろいろな意味において全然摩擦がないか、あるいは相剋がないかといえば、全然ないと私は正直に言つて申し上げられない。しかしながら、それらのものを調節しながら、また将来そういうような勢いが非常に盛り上がりつて参りまして、そうして完璧を期せば、これらのものがある程度一つの考え方によつてまとめていくことも、その發展の段階においては考へていつても差

少なくも現状においては、各地における低開発地域の開発意欲を政府として認め、それを進めていくということを認め、国土総合開発計画を施行する上においても必要なことだと思うのであります。従つて両法案が現状においてすでに矛盾しているとか、あるいは反対的な、何か悪作用を起こすというふうには考えておらぬのでござります。

○久保田(豊)委員 今の長官の御答弁はきわめて抽象的で、要点をはずしております。私どもお聞きしたのは、所得倍増計画の総合的な工業立地計画においてはベルト地帯に重点を置いて、十六億のうちの四〇%ちょっとというものを、その地帯にぶち込もうといふわけですね。低開発地帯には十何ペーセントしかぶち込まないわけです。そういうことで、どこに重点を置いておるかというと、どうしてもベルト地帯に置かざるを得ないという状態であり、また政府も意識的にそこに置いておるわけであります。にもかかわらず、こういう法案だけばかんと出して、連闇を持たせずにやるということはどういうわけかという点であります。

もう一つは、あなたは今、従来総合開発法なり、地方開発法というものは、たくさんあります、そういうものの、また今度新しく出てくる新産業都市、それらとのこの促進法と矛盾しないと言ふけれども、これの適用の次第によつては、私は矛盾する面が出てくるんじゃないかと思います。その関係をどういうふうに調整するかということは、政府が全部を統一して明確な方針を示さない限りうまくいかない。その

点はどういうふうにお考えになつておられるのか。矛盾はちょっと出てくるかもしれませんけれども、どうお話をですが、それでは政府としては、あの所得倍増計画の中の全国的な総合的工業立地計画の重点を低開発地帯に置くのですか、置かないのですか。それとも依然としてベルト地帯に重点を置くのですか、どうですか。

それともう一つ、この法案の要旨は私は三つあると思うのであります。一つは、あなたの説明の中にもあります通り、低開発地帯に進出していく工業に、いわゆる租税上の特別措置をして負担を軽くする、あるいは有利にする、それによってそつちへ行けといふ空気を作つていこう。もう一つは、從来もやつているのですが、今各地帯が工場誘致ということを一生懸命やつております。低開発地帯に限つて特にそういうことが激しいのであります。その方法は何かといえば、大がい工場誘致条例を作つて、三年ないし五年間の固定資産税その他税金のいわゆる減免であります。これがおもな手段であります。それを今度のこの法案では、そのうちの幾分かを交付税でもつて政府が肩がわりしてやろう、そうしてそういう方の開発促進の空氣といふ、あなたの言ふ積極性をなお増していく、というのであります。しかしながら大きな落ちがこの法案にはあります。それは何かといいますと、第十条において全部網羅しておりません。どう一例だけ表示してあるわけであります。されば、これには非常に金がかかる。従つて

てそういうことを低開発地帯の、財政収入等も少ないとところがはたしてやれるかどうか。へたにやれば、こういうことをやつたことによって、今度は一部を政府で肩がわりはしてくれますけれども、地方財政の非常な窮迫を来たして、場合によりましては住民負担を非常に増していく。これはあとで私、具体的に申し上げますけれども、その危険性を多分に含んでおる。ですから、この法案の一一番の要点は、要するに進出する工業に対し税金をかけて少なくしてやる、そして今各地方の市町村がやつたり何かしているやつをちょっとびり政府が肩がわりしてやる、そのかわりに十条で今度はうんと負担をぶつかけてくる。こういう体制でやろうとしておるわけです。これと今度出てくる新産業都市との関係は、こういう点についてどうなのか、というのは、これは内容の実体的な連関を考えてみると、へたをすればむしろ実際にはどういう格差がひどくなる危険性さえある。行く工業にはいいでしょうけれども、そのほかのいろいろな問題を考えてみますと必ずしも安心はできない。それと国土総合開発法その他地方開発法との関連といふものも全般的に統一的に規定し、統一的に運用しなければならぬのだと私は思う。特に経済企画庁としてはこの点に特段の配慮を払うのは当然の任務だと私は思う。各省はそれぞれわざり根性でいろいろ手前勝手なことをやるのですが、少なくとも経済企画庁といふものは、そういうことではならぬと私は思うのです。その経済企画庁が、こういうことを切れみたいな連絡のないものをばんばん出してきて、これだけ通してくれと

○藤山国務大臣 国土総合開発計画  
が、お話しのようにベルト地帯を非常  
に重視しておるし、あるいは財政その  
他の措置においても、そこに重点を置  
いておることは申すまでもないことで  
ござります。しかしそれだけで日本の  
総合開発がいいかといえば、そういうう  
けには参りません。ですから低開発地域にお  
ける地方の開発意欲というのに政府  
がこたえてきまること、そのこと自体  
は国土総合開発計画と矛盾するもので  
はないのでありますて、しかもそうち  
た施設が逐次できて参りますことは  
将来の新産業都市にもなり、新国土  
開発計画の中における重要な地点に  
までも发展していくということにもな  
ると思うわけでありますて、たとえ  
ば重点をベルト地帯に置くから、もろ  
国土総合開発として地方的なものには  
そう力を入れられないけれども、地方  
はおざりにしていいのだということ  
には参らぬと思います。従つてこうい  
うことによつて低開発地域の開発促進  
というものに力を注いでいくことが必  
要になつてくると思ひます。

遇措置をとられております。しかしこういう場合に政府がある程度めんどろを見てやることも地方の実情からいえれば必要になって参ります。ただそりして工業ができる場合に、それに伴いますいろいろな施設をいたすことが、その地方の工業立地条件をさらに一そらよくしていくことになるわけでありますて、従つてそういうことの十分な促進に努めていただきなければならぬというのが、この十条の意味するところでありますて、そういうことにとつて将来大きな工業的都市としてその方面が発達するんだ、だからこれららの産業は工場だけを誘致したのではなく大きなものだ、地方としても工業を誘致する以上はそういうことに對して万般の注意を払つて努めてもらいたいということに相なると思います。むろんこの開発法自体でもつて全部を規定するわけにはいかぬことは当然でございまして、こういうような低開発地域におきます工業条件が逐次改善されて参りますれば、職業訓練もやらなければなりませんんでしようし、あるいはたとえば文部省が考えておられます高等工業専門学校といふようなものの立地条件を獲得する理由にもなつてくるわけでありまして、そうしたすべての問題をこの法律の中にきめていくわけには参らぬことは当然でございます。そういう意味においてその精神をここにうたつて、ともども发展をさせしていくということなのでござります。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

かはわかりませんけれども、今までに比べれば租税の特別措置をして税金は負けてやろうというようなことがあります。非常に至れり尽くせりであります。これでいけば地方も今まで自分で全部背負っておった税金その他の負担を一部だけではありますけれども、交付税で国が肩がわりしてくれるといふのですから、その点では楽になり、そういう進出企業に対するサービスは今まで以上によくできるでしょう。しながら反面におきまして今までは第十条のような規定はなかった。そこにいろいろの矛盾も出て参ったわけであります。しかしながら今までこの十条ではつきりと工業基盤の整備ということを地方自治体が義務づけられるわけです。しかもこれは非常に金がかかるといふことになりますと、要するに企業はいいが地方自治体や地方住民からいえば、これによって政府から交付税の一部増額ということによって、非常に大きな大荷物をしょわされた格好になるわけであります。それが長官の期待されるように、すべて雇用機会の拡大、これは數字的には確かに拡大になりますよ。しかし量的な面を考えれば、今までの実績から考えますと必ずしもそうはないかない。さらにそれを取り巻く農業その他の状況を考えてみた場合には、よくなるかというと見えつて悪くなる公算の方が多い。そういうところから見ますと、私は必ずしもあなたの言ふようには理解できない。要するに企業を一番優遇している。政府と地方自治体との関係からいえば、これはエビでタイをつるようなやり方ですね。わざかばかり肩がわりしてやつて、あとは全部しょつて下さい。こう

なに都合のいい方法というものはないと思う。しかしこの点はこれ以上論議をしてもしよがありませんから、その次の根本的問題に移りたいと思います。

こういうふうにして低開発地帯に工業が分散をするように政府としては条件を整えていこう、こういうわけであります。しかし、はたしてこれでうまくいくかということを実は疑問に思うのがあります。と申しますのは、こういふうにいろいろいたしましても、あるいは次の新産業都市何とかといふものが出来るにいたしましても、どこに立地するかということは企業の自由であります。これは所得倍増計画でもはつきり認めておる原則であります。その企業がどこへ立地するかということを選ぶ根幹といふものは何かということを私は考えてみなければならぬと思うのです。この法案の目的は、少なくとも表面では経済の地域格差を少なくし、あるいは雇用機会の増大をする、こういう政策的な目標であります。しかし、その政策的な目標通りに企業が動かすかといふと、そういう基準では企業は立地しない。企業の立地する場所といふものは、自由であって、その条件はまた別のところにある。その条件はいろいろあると思うのであります。長官はこの矛盾といいますか、アンバランスについてどんなふうにお考えになつておるかといふ点であります。私はこの点についてはこう考えるわけですが、企業が立地する場所を選ぶ場合、結局総合的な採算性が有利になるといふことを土台にして選ぶよりほかございません。その地方の経済的格差を小

おもしろい、あるいはその地方の人間の雇用の拡大をしてやろうということを考えて商売をしておつたら、商売は成り立つはずはない、これは藤山さんがあ最もよく御存じだと思ふ。その総合的な採算性が有利だという点の判断をする要因といふものは、幾つかあると思うのであります。これはまたそれぞれの企業なり何なりの性質によつても違つて参ると思うのであります。しかしながら少なくとも今申しましたような、おくれた地帯の経済的な格差を縮めて、雇用の機会を拡大するといふことになれば、国としてこういう低開発地帯に分散してもらいたい企業はどういうものかといえば、これは労働集約性が高い企業ということに当然落ちつく、これが理想的だと思う。そればかりではいけませんけれども……。これを中心に一つ考えてみた場合に、何といつても原料ないしは製品の運賃のコストが非常に安くこれがやはり企業が立地する場合の一一番基本の条件だ。それには鉄道なり、道路なり、港湾なり、そういう施設が十分整つていて、その指定地域内だけでも、これをとりまく地帯がそういうことになつているということが第一の条件でしよう。これは全般的の総合開発の問題。ところが低開発地帯はこういう意味で総合的に道路や鉄道や港湾の設備に一番おくられた地帯です。こうした地帯への程度の優遇措置で企業が行くかどうかといふことが一つ疑問になる、その点でもびつこになつてゐるのぢやないかと私は思う。

といふことは、そういう部品工業的ないわゆる中小企業なりそういうものが一番ないという地帯であります。ないところへそういうものが出ていくかとあります。もしこれを出していくかするには、そういうところへ行く工業に困りなんだが、よほど思い切った援助方策をとるか、特殊な形態をとらなければ私はいけないと思うのあります。こういう点について、私はこの法案といふものは矛盾しておると思う。そこから出てくるものは何かと、あなたがおっしゃるような雇用機会の拡大とか、経済の地域的な二重構造がなくなるというふうなまあい理想ばかりは持てないのじやないかと、いうことが第三点としていると思ふのであります。

なびつこの貿易構造というものは、今後十年間は続くという前提に立った所で倍増計画を前提にしてやるというのであります。ですからここにも私は非常に無理があるので、いろいろ点を直さずして、こういう程度のものをやつてもだめじゃないかということを考えるわけであります。

もう一点は、何といいましても、こ<sup>ういう低開発地帯へ工業立地をさせる最大の要因は、大規模な大胆な公共投資といいますか社会投資、これをもつと重点的に突っ込んで政府の負担において、こういうところの産業基盤といふか、産業の立地条件を、根本的に早くしかも思い切って変えるという考慮がなければ、私はこれもだめだと思うのであります。ところがこの法案の裏づけになつてゐるんじやないですか。そういういかげんなことをやつつておいて、そらしてエビでタイをつる程度のごまかしで、行くなんという企業は私はないとと思う。この点長官はどうお考えになりますか。</sup>

もう一つ最後に、最近の企業の形態、特に新しい企業の形態といふものには、何といってもコンビナート形態が中心です。石油と石油化学、あるいは製鉄とその他と結びつく化学、あるいはいろいろなコンビナートがあるわけです。このコンビナートは何といっても海岸企業であります。内陸企業というよりは海岸企業です。もつとも最近は東海道沿岸のベルト地帯にはそろい

う適地がない、ということで、ほかにやっているところがありますけれども、今の原料その他の輸入体制からいえば、どうしたってベルト地帯に重点を置かざるを得ない、従つてこういう低開発地帯に出る可能性といふものはほとんどないのじゃないか。こういうところに出てる企業はどういうものかと云ふと、非常に限られたものになるわけであります。そういう限られたもののが、この政策目標であるところの、いわゆる経済的な地域格差を少なくするとか、あるいは雇用機会を拡大するといふのは、うたい文句としてはけつこうです。しかし現実にこういうことがうまくいくかどうか、そういう点の検討なくして、この程度のエビでタイミングをつける式のやり方で、あなたのおっしゃったたよな、いわゆる工場誘致連中は、一生懸命でいわゆる工場誘致をやっております。ところが工場誘致があまりうまくいっていない。それで今でさえ御承知の通りこういう地帯の連中は、一生懸命でいわゆる工場誘致をやつております。ところが工場誘致がうまくいくといつていい。それではこの程度のつけ届けをして、さらにはおつたらこれは一生懸命ります。しかし先走つてやつて、こなかつたらどうしますか。その危険性だつてあるでしょう。企業は行くといつても確実にやるとは限りません。いざとなれば最後にしょんべんする場合がたくさんあります。そういう場合の負担なり責任なり跡仕未はだれがするのですか、こういう点も考えてみなければならぬと私は思うのであります。政策目標としてはこういう目標をけつこうであります。けつこうであります、少なくともあなたの立場、資本家の立場、自民党の立場からいえば、何といつても企

業の自然的な欲求といいますか、自然の流れというものがある程度伸ばす、あるいはある程度これを持たせて、企業の横暴というか、めちゃくちやな行き方に筋道をつける、ということが、そう言つては失礼ですが、今の内閣なり自民党さんのやれる限度じゃないか。私どものような社会主義的な立場に立てばもっと違ったことをやります。しかしそれは根本的な立場が違う。この立場の違いがなければどこに書いてあるようならましいことはいかない。にもかかわらずまいこといくまでもうに考えられているのは不思議じゃなかいか、これはごまかではないか、こう思うのですが、この点はどうですか。

○藤山國務大臣 久保田さんの言われますことも、ある意味において私どももわからないことはございません。しかしそれではいかないから、そのままでいいかというような状況に置いておることは相ならぬのでありますて、やはり地方を開発していくことが必要だと思っています。政府がいかにあれしても、産業人はそれぞの立地条件を考えるのじやないか、そらしてその基本的なことは道路であり、港湾であり、交通であるということは申すまでもございません。いかにいい他の条件があるりましても、土地が安いとか税金が安いとかいつても、交通機関が十分でなければこれは参らぬのでござります。従つてそういうものの整備というものは、やはり今後の道路の建設計画その他でもつて、基本的には大きな大動脈を作つていく、そしてそれに伴つて府県の道路も整備していただきまして、道路面からもそういう条件を整え

ざいまして、そういうものがないがためにされたては相ならぬし、こういう計画も十分に遂行できないことはこれは当然でござります。従つて道路の十カ年計画等についても、財政余裕があればできるだけ早い機会にそういうものを完成して、地方的な開発計画に即応してもらひようにして参らなければならぬことは、もう当然なことでござります。また港湾等の問題につきましても、大港湾はもちろんございますが、地方的な港湾の整備ということでも、やはり日本の全体の開発計画の上には必要でありますし、それが今お話をのような原料の輸入条件なり製品の輸出条件なりを、相当左右することも当然でござりますから、それらのものもあわせて港湾整備の計画等を遂行していくだかなければならぬのでございまして、こうした地方開発については、むろんそういう政府の全体の施策がやはり並行して参らなければ、これだけでもつて地方に工業が移っていくといふわけには参らぬことは御説の通りだと思います。でありますから、そういうものと並行して施策が進められていく間に、やはりその地方の自治体としては工場誘致のために何らかの措置をとつて参らなければならぬのでありますから、政府がそういう意味において地方自治体を助成して参るということによつて、企業を持つていてこと

は、工業の地方的な分散には役に立つことがあります。そなうことでやつて参りますので、従つて先ほどお話をございましたけれども、実は今日工業が地方に工場を作ります場合には、基本的にはもうほとんど同一賃金でございまして、地域的な意味においての格差というものをつけるわけにはいかない点がすいぶんございます。従つてどこに出て参りますにも、大工業が何か地域的な労働賃金の安さといふことで魅力を感じることは、私は少なくとも自分の経験を見ておりませんが、ただ若干地方的な住民の伝統的な性格というようなものが、企業家にとってその地方の労働力を吸収して参ります場合に、やはり相当念頭にあることはむろんでございまして、たとえば東北の非常に質実な人たちが、忍耐強く、たとえ新しい化学工業の、一日ゲージを見て暮らすといふようなことは、かなり東北人の特性には合つたような感じもいたします。またあるいは東北人と違つて、行動が非常に活発であるとかいうために、そういう面から見て、この種の産業はこういうような活動力を持つた、むしろじつとすわって何か見ているといふよりも、活動力を持つた仕事の方が特性を生かしていくのでではないかといふふうな感じもあることは、これは産業經營者としてもつともなことに考えられます。またございます。しかしそれが非常に大きなファクターに必ずしもなるとも思いません。従つて要するに問題は、今お話をございましたような道路ですか港湾でありますとか、

あるいは交通関係の整備ということが一番大きな重要なファクターには当然なってくると思いますので、そういうものは全然行なわれないで、こういう計画が十分な成果を上げるとは私も期待はいたしておりません。

貿易構造の関係からいって、日本の貿易が対米依存であって、対東南アジアその他に對してこの点から困るじやないかといふようなお話をございますけれども、これは対米貿易にかりに十分なウエートをかけるにいたしましても、工場の建設ということが何も東京なり大阪なりだけに限らないでも私は可能だと思います。たとえば貿易の品物にいたしましても、日本が出しておられます品物から見ますれば、東京を中心にして大工業的な優秀製品がこれから出て参りますけれども、必ずしもそれだけに限定されではなくるのでござりますから、そういう意味においては、地方の農業と結んだ工業方面いたしましても、私は、そのこと 자체が決して地方分散を阻害するものではないと思つております。またたとえば地理的に考えてみまして、東南アジア方面等の将来の低開発国との貿易を考え参りますと、これらに対していくわゆる重機械工業等の大きな経済協力をやつて参ります以上に生活水準が上がつて参りますれば、現地においてもそれぞれの産業ができる参りますこところは今申し上げた通り、他の計画と並行して、こういうものが進められて参らなければならぬので、そういうものは全然行なわれないで、こういう計画が十分な成果を上げるとは私も期待はいたしておりません。

協力するようなわが国の中小企業といふものが発達して参ることは申すまでもないことであります。そういう面において必ずしも東京なり大阪なりということでなしに、新しいよき立地条件を求めて出発するならば、私はそれには不可能ではないのではないか、こういうふうに考えております。

それからお話をのように、関連産業がなければ産業が成り立たないじゃないか、これも大きな企業の場合には特にそういうことが感じられるのでございまして、私ども実際工場を經營しておまちして、地方に持つて参ります場合に、すぐにそのそばに修理工場がない、たとえば下請工場でなくても、修理工場がないといふようなことが立地条件のために非常な不便になる。一々 東京なり大阪なりあるいは北九州なりに持つていかなければならぬ、そうして修理をするその修理の間、ある場合にはやはり休まなければならぬし、そういう期間があれば休まないでやる場合にはスペアを持つていなければならぬというようなことで、そういう意味において関連産業がございますことを、下請ばかりでなく、修理工場その他修理施設あるいはそういう立地ならばらのものがそろつて参りますことは理想でございます。理想でありますけれども、しかしそれだからといつて、そういうものがそろわなければ全部工業地帯に成り得ないのだといふことを待つておりましたならば、やはり百年河清を待つようなことでございまして、そういうものが順々に成り立つように、いろいろな意味で助成をしていかなければならぬと私は思います。でありますからそういう意味では地方

産業が若干下づレベルを上げていきました。そして、そうしてかりに大企業がそういううら開発地域に移動しますような場合にも、その修繕工場なり下請工場なりの母体になれるよう育てて参らなければならぬ。それはやはり地方の若干の需要の上に立つて出発することも、修繕工場等は、ある場合にやむを得ない場合があらうかと思います。御承知の通り、たとえば今日日立が日本における非常に大きな電機メーカーになつておりますけれども、日立自身はほんとうの日立鉱山の一つの修繕工場から出发したのであります。初めからあれだけの大きなものが日立にできただけではございません。ああいうものができるくれば、従つてまた他の仕事も常磐地帶一帯に起こり得ることなんどございまして、そういう意味からいへば、やはりそういう地方の、たとえば現在の自動車修理工場といふようなものは、トラックでも乗用車でもふて参れば小さなものでも必要になる。そういうものが将来どうしたら発達していくかといふことあわせて通産行政の上で考えて参らなければならぬ問題だと私は思うのであります。お話しのようにいきなり大産業を持っていくことという場合にはそぞらいう点が多く分にござります。あるいはまた中小企業を興す場合でも、そういうような関連産業が興つておりますせんければ十分でない場合もあるわけでございますが、しかし、それでは興つてないからといって、有利な工業条件を持つている、たとえば水がいいとか、あるいはその地方の気候が紡績にいいとか、そういうようなものをそのままいつまでも放置しておくのも私どもはいかがかと思ふ

○久保田(豊)委員 質問時間がだいぶ短くなつたのでかなり端折らなければいかぬのですが、今長官からいろいろ御説明がありましなければ、どうも私はまだ納得のいかぬ点があるのであります。たとえば貿易構造の問題、共産圏貿易の問題でも、裏日本や東北では事理明白です。これが開けているのと開けていないとのではどうなるかといふことは事理明白です。御承知の通り、アメリカから材料を持つてくれば、五千キロ以上のところを船運賃をかけて持つてこなければならぬ。あつちから持つてくればたしか三百キロ以内だと思ひます。多少船運賃が高いとしても、向こうの方が有利なことは明らかです。そういう運賃負担が相当に大きなウエートを持つ以上、これはやはり経済構造の改善ということが基本にならなければ、ほんとうにこの計画が軌道に乗るというわけにはいかない。これは明らかだと思います。そのほかいろいろありますけれども、あとは時間がありませんから省きます。

私は、この機会に、これは長官に御質問した方がいいかどうかわかりませんけれども、この法案を実施する場合に現地にどういうことが起こるかという点を、少し具体的に私どもの経験から御説明を申し上げながら、これに対する政府の対策をはつきりお聞きしておきたいと思うのであります。

第一は、地域住民との間に起るいろいろな問題であります。私ども長年農民運動なんかやって、実はこれで非常に苦労させられてきておるのであり

私たち自身が直接腰が痛むわけではありませんから、私たちの苦労はまだ楽なものであります。しかし、現地の実地の問題であります。御承知の通り低開発地帯は、農業の衰微といふか不採算に感じまして、農地等の地価は全体として下がっております。しかし、工場進出ということが決定をしますと、地価が急騰するのであります。これほどあるかということであります。これは多くの場合、やはり土地ブローカーの暗躍がまず口火を切ります。私たちの方あたりも、今度アラビア石油を中心として石油コンビナートができるということになると、市会議員その他がそれを小耳にはさんで早くから土地を買い占め、そうしてつり上げるということをやる、またその他の土地ブローカーも入って参ります。これが第一の原因であります。こういうのを何とかして抑えるということをしなければいけぬ。もう一つは、農民もとにかく自分の先祖伝来の生活のかたである土地を失つてしまつて、あとはつきりした保障がないのであります。いろいろとうまいことを役所や会社は言います。けれども、多くの場合これらの補償は満足に行なわれたためしがない。私どもの方でも御承知の通りたくさん開発が行なわれております。そこでその開発をされて土地を賣られたあとで百姓の二年くらい先の実態を調べてみますと、みな以前より悪くなつております。

ます。これは静岡県でも——私は名前を言つてもいいのであります。が、ありませんが、縣でも調査してびっくりしております。こんなはずはなかつたと言つております。しかし現実は悪くなつておる。こういうことですから、どうしても自分の唯一のよりどころである土地を高く売るうといふ空気には、当然であります。これは望ましいことではありませんけれども、そういう方がちであります。もう一つはこういう事情があります。この事情を長官は一つよくお考いいただきたいと思う。それは土地を売つた代金の中から、御承知の通り不動産譲渡所得税といふのを取られます。今度のこの法案では、会社の方は特別措置でもつて不動産取得税は棒引きにしてくれますところが売つた百姓の方は、不動産譲渡所得税といふのを必ず取られます。これは地域が広くなれば、従つて一人の充る金額がよけいになればなるほどよけい取られる。大体一割五分から二割五分程度はとられるでしょう。これは計算が非常にめんどくさですから、すぐには出ませんが、このくらいは取られます。これを取つたあととのものが手取額ですから、農民としてはどうしたらつてそれを織り込まざるを得ません。もう一つは何かといふと、どこでもこういう工業開発をやるといふような地帯は、いわゆる都市計画が実施されるということになる。そつすると、御承知の通り都市計画税といふのを毎年取られる。これも負担増であります。さらに税金がいろいろな意味においてふえてきます。こういう大会社が来たりなんかして工場ができるから税

金が減るかというと、そうではないふえるのであります。税外負担もふります。これはあとふえるものについてなぜそういうようになるかというとを説明いたしますが、ふえる。そもそもやはり出していかなければならぬことがあります。それからもう一つは、やはり都市計画に連関いたして、御承知の通り余った土地から歩といふものを取られるのであります。これは都市計画の公共用地のためにただ取られるのであります。余った土地の割合から、多いのは——これ御承知の通り名古屋が一番多かつた。一反歩持つておった連中はそのうち六割をただ取られる。これは極端な例ですが。多くは大体二割前後であります。二割ただ取られる。そうすると多少残った土地が値上がりしまして、これは地価全体としては下がる。私が関係しました千葉県のある例のときは、大体三十万円で売った。そして残った土地でどのくらい取られたかというと、平均して減歩が三割八分と七厘、ですから、実際には十八万円で売つたと同じであります。こういう結果に、今の都市計画法ではなります。これをやはり見込みますから、高く売るを得ない。

ばその代替地が手に入らないのです。こういいういろいろの事情があります。まして、よく国会あたりで言うと、臣姓はけしからぬ、けしからぬといつて怒られますけれども、私ども内部へ入ってその連中の実態を見ますと、決してこれは無理じゃないと思う点があるのです。しかし、こういううちに土地が急騰することにつきましては、これは工業開発上非常な支障にならることは明らかであります。これに対する政府は、何らかの統一的な防止策を準備といいますか、合理的な解決策を準備すべきだと私は思う。ところが、これについては一向に手をつけておらないわけであります。この点について、長官はどういうふうに思われますか、この点をお聞きしたいと思います。

題になつてゐるむずかしい問題です。しかし、何らかの合理的な解決策をこ辺で出しませんと、これは大へんなことになると私は思うのであります。ですから、特に工業開発上の土地等について、政府としては統一的な方針を早くおさななければなりません。申しますのは、各政府機関、たとえば道、あるいは建設省、あるいは電源開発、そのほかそれぞれがみんな土地補償価額の算定方式といふのをきめておりますが、みな違つております。いろいろ不統一なやり方ですから、やや方も不統一です。そして算定の方法具体がみな違つておる。こういうことがは、私はなお解決は困難になると田う。せめて企画庁が音頭でもとつて、政府なり、政府関係機関なり、あるいは民間なり、大きなところのそういう算定方式の統一をする。そしてこういう場合の買い上げ方式も、たとえば会社直接で買う場合もあり、あるいはその他の方法もはらばらです。こういう点も、こういう計画的な立地計画をやる以上は、何らかの統一しなければなりません。建設委員会その他でもいつでも問題になりますのは、全部いつでもむずかしいからといふことでしり切れています。建設委員会その他でもいつでも方針がばらばらに行なわれておるということですから、これも土地を上げます。ほんとうの真意は、自分の生活が安定すればいいということになります。その生活の安定ということに対し

ての政府側の保障がない、会社側の保障がありませんから、やむを得ず最後のよりどころとして土地を高く売らざるを得ないということになるわけでありますから、この点を十分に考えて、何とかいたします、善処いたしますだけではなく、早急に、真剣に具体的に考えても、もいたいと思います。それでは、農民が土地の値上がりに対しても、いわゆる土地プローカーや脱農待機型になってしまって、ろくなことはありません。先のことを考えてみますと、これはほんとうに農家が不幸になるものであります。農民の立場からいつたって、私は決して幸福ではないと思いません。この点については、むしろ今までの政府の怠慢だと思う。そういう点は、一つがつちり早急にまとめるように私は要望しております。

それからもう一つ、これに連関する問題として、いろいろの土地の取得整備に関する問題で、長官もおわかりかと思ひますけれども、私は、いろいろ現地的に問題になる点で、御参考に供しておきます。と申しますのは、よくどこでも紛争の種になつて農民を怒らせる問題は、御承知の赤線、青線その他の国有地というのがあるわけです。これは農地のあぜとか、あるいは河川敷であるとか、そういうところです。これを政府の方は、国有地ですから、いつでも地方団体に無償払い下げができる規定になっております。無償払い下げをして、それを道路用地その他に上げるというのであります。これは表面上とすればちゃんと面積が出ていますけれども、実際はわからない。計算上の面積です。しかも、これは今まで

政府は一文も金を出したことがない。みんな農民が金を出して管理してきた土地であります。農民は、自分たちの農業施設の一部としてやつておるので、名目上は国有地でありますけども、これをただ取り上げて地方団体に無償譲渡をするなんというやり方が、実は問題をこじらせる一つの発端であります。こういう点は、まさか法律で作るわけにも参りますまいが、明確に中央政府が指示すべきである。特に大蔵省の連中はけしからぬ。今までそういうところがどこに何反復あり、何町歩あるといふことを知らなかつた連中が、最後の段階になりますと、これも無償没収にかかる。無償引き上げにかかる。その場合、今まで小作料も国に対して払わなかつたということをぬかして、私どもはけしからぬと思う。この点についても、何らかの通牒その他の形で、こういふかなことを行なわぬように、単なる法論でなく、実質的に農民が作ったものであり、農民が長年にわたって管理した農地の一部である、これを今のよろばかなことをするということはやめめるようにしていただきたいと思うのであります。これが一点であります。

それからこれは、やはりかえ地をあ

にやらないといつていい。私どもはずいぶんいろいろいろいろ問題とぶつかりたけれども、かえ地を用意してやつたものは、最後まで円満に話が片づきます。ところがこれをやらない。

町村長が本気になって、その上の官厅なり会社がその気になつてやるならば、大がいかえ地の措置はできます。

それにこの新かえ地を作る場合には、県

の役割が重要であります。県がその気になれば、相当解決ができるのであり

ます。これをぜひひつてもらいたい。

やらなければうまく問題が解決つかないといふことを申し上げておきたい。

それからもう一つは、いつも問題に

なりますのは、土地改良をやつたとい

う場合は、まだ借金が残つておる。ある

いは途中で打ち切りになりまして、補助金の返還を命ぜられる。これを土地

これは会社が持つか、あるいは市町村

なり県なりどこかで持つか、はつきり

してやらなければだめであります。の

みならず、今度そういう工場用地がで

きますと、今までやつた土地改良がだ

めになるだけではなく、新しくやり直さ

なければならぬ。これは補助金がつ

きません。ほとんどむすかしい。むす

かしいけれども、やらなければ残つた

農地の保持ができません。金がかかります。この負担をやはりしてやるとい

ります。この負担をやはりしてやるとい

うことが、私はぜひ必要だと思うのであります。

もう一つ、一番解決の困難な問題

は、どういうことかといふと、この工

場用地の建設に連関して日々起る問

題で、家屋や宅地、特に部落の一部ま

たは全部の移転という問題が起つて

きます。この問題は、実は非常に解決

困難であります。しかし、これは金の

改良の経費の都市計画の方では、な

なかこの金の出どころがありません。

そなかといって、会社側は持たない。

しかも、経費は非常に高い。一本一草

まで補償しなければなりませんから、

非常にかかります。この問題が解決し

ないために工場用地の整備がうまくい

かないといふ問題が間々ある。これも

何らかの形で法的な基準なり、行政的

な基準で金の出しどころを明確にして

解決してやるといふことは、ぜひ必要

であります。これがないために問題が

こじれ、いつまでたつも解決がつ

かない。一部の連中が意地になつて、

最後には動かない。そのため工場整

備ができないといふ問題が、間々でき

るのです。これは非常にむずかしい問題であります。お役人さん

だけて、実務をやつしているやつは知

っているはずであります。ところが、こ

ういうむずかしい問題になると、中央

のお役人さんが現地に来てやることは

できるはずであります。ところが、こ

れは三十数億錢を要るそうです。一

軒々でやつたなら、なおできない。

富士地区の紙会社がたくさんあります

合同でやつても、三十数億の金が要

ります。たれ流しです。ですから、あの川

は、ほんとうの污水の防止をするに

かかる費用がかかる。それと本気に取

り組んでもらいたい。何回かこうい

う問題は政府に迫りますけれども、かつ

て政府なり会社なりがまじめにこうい

う問題を取り上げたためしがない。こ

ういう不誠意なことでは、私はいかぬ

と思っています。人間だつて、工場

だつて、自分のたれ流し、それによつて

他人に迷惑と損害をかけて知らぬ顔を

していけるなんて、そんな文明國はありません

が、ほんとうの汚水の防止をするに

かかる費用がかかる。それと本気に取

り組んでもらいたい。何回かこうい

う問題は政府に迫りますけれども、かつ

て政府なり会社なりがまじめにこうい

う問題を取り上げたためしがない。こ

ういう不誠意なことでは、私はいかぬ

と思っています。人間だつて、工場

だつて、自分のたれ流し、それによつて

他人に迷惑と損害をかけて知らぬ顔を

していけるなんて、そんな文明國はあり

ません。そういう工業化なら、やつて

もらわぬ方がいい。これは、長官は産

業人でもありますし、ぜひ音頭をとつ

て、魂を入れて解決するようやつてお

もらしい。この点を強く要望してお

ります。時間がありませんから、要望

だけ申し上げておきます。

次は、転業保障の問題であります

が、御承知の通り、土地やなんかがな

くなる。そうしますと、来た会社は、

最初官廳と一緒になつて盛んにみんな

採用するというのです。そして給料は

幾らだと盛んに言うけれども、さて進

出に関する土地買収その他の問題が終

りますが、たとえば千葉県の茂原で

います。

うかといふと——ほとんど補償は出

していません。実際には年々一千万円

近くの災害をこうむつておるにかかわ

らず、補償を出していない。それを苦

労しまして、どうやらそれより低い金

額で片づけましたけれども、こういう点

について政府はきわめてあります。で

から、この防止施設並びに損害補償

は、こういう特に低開発地帯では解決

できません。

それからいろいろの公害の問題です

が、これも実に解決の困難な問題で

あります。水質汚濁防止の二法ができました

けれども、一番肝心な補償の問題と、

何にも役に立ちません。この点も必ず

いといふことを申し上げておきたい。

それからもう一つは、いつも問題に

なりますのは、土地改良をやつたとい

う場合は、まだ借金が残つておる。ある

いは途中で打ち切りになりまして、補助金の返還を命ぜられる。これを土地

これは会社が持つか、あるいは市町村

なり県なりどこかで持つか、はつきり

してやらなければだめであります。の

みならず、今度そういう工場用地がで

きますと、今までやつた土地改良がだ

めになるだけではなく、新しくやり直さ

なければならぬ。これは補助金がつ

きません。ほとんどむすかしい。むす

かしいけれども、やらなければ残つた

農地の保持ができません。金がかかります。この負担をやはりしてやるとい

うことが、私はぜひ必要だと思うのであります。

もう一つ、一番解決の困難な問題

は、どういうことかといふと、この工

場用地の建設に連関して日々起る問

題で、家屋や宅地、特に部落の一部ま

たは全部の移転という問題が起つて

きます。この問題は、実は非常に解決

困難であります。しかし、これは金の

改良の経費の都市計画の方では、な

なかこの金の出どころがありません。

そなかといって、会社側は持たない。

しかも、経費は非常に高い。一本一草

まで補償しなければなりませんから、

非常にかかります。この問題が解決し

ないために工場用地の整備がうまくい

かないといふ問題が間々ある。これも

何らかの形で法的な基準なり、行政的

な基準で金の出しどころを明確にして

解決してやるといふことは、ぜひ必要

であります。これがないために問題が

こじれ、いつまでたつも解決がつ

かない。一部の連中が意地になつて、

最後には動かない。そのため工場整

備ができないといふ問題が、間々でき

るのです。これは非常にむずかしい問題であります。お役人さん

だけて、実務をやつしているやつは知

っているはずであります。ところが、こ

ういうむずかしい問題になると、中央

のお役人さんが現地に来てやることは

できるはずであります。ところが、こ

れは三十数億錢を要るそうです。一

軒々でやつたなら、なおできない。

富士地区の紙会社がたくさんあります

合同でやつても、三十数億の金が要

ります。たれ流しです。ですから、あの川

は、三十数億錢を要るそうです。一

軒々でやつたなら、なおできない。

公害の防止施設を、建設からいいます

と、会社側なり何なりが持つのが当然

であります。これが抜けておりませんから、

何にも役に立ちません。この点も必ず

いといふことを申し上げておきたい。

それから全般にいつて、海岸の埋め

立てその他の場合、漁場は、沿岸漁

業、いそづき漁業では、畑や田と同じ

ですから、もっと漁業補償は高く出す

べきだ。今の段階では安過ぎます。こ

の点をもう少し変えてもらいたいと思

う。

それからいろいろの公害の問題です

が、これも実に解決の困難な問題で

あります。水質汚濁防止の二法ができました

けれども、一番肝心な補償の問題と、

何にも役に立ちません。この点も必ず

いといふことを申し上げておきたい。

それからもう一つは、いつも問題に

なりますのは、土地改良をやつたとい

う場合は、まだ借金が残つておる。ある

いは途中で打ち切りになりまして、補助金の返還を命ぜられる。これを土地

これは会社が持つか、あるいは市町村

なり県なりどこかで持つか、はつきり

してやらなければだめであります。の

みならず、今度そういう工場用地がで

きますと、今までやつた土地改良がだ

めになるだけではなく、新しくやり直さ

なければならぬ。これは補助金がつ

きません。ほとんどむすかしい。むす

かしいけれども、やらなければ残つた

農地の保持ができません。金がかかります。この負担をやはりしてやるとい

うことが、私はぜひ必要だと思うのであります。

もう一つ、一番解決の困難な問題

は、どういうことかといふと、この工

場用地の建設に連関して日々起る問

題で、家屋や宅地、特に部落の一部ま

たは全部の移転という問題が起つて

きます。この問題は、実は非常に解決

困難であります。しかし、これは金の

改良の経費の都市計画の方では、な

なかこの金の出どころがありません。

そなかといって、会社側は持たない。

しかも、経費は非常に高い。一本一草

まで補償しなければなりませんから、

非常にかかります。この問題が解決し

ないために工場用地の整備がうまくい

かないといふ問題が間々ある。これも

何らかの形で法的な基準なり、行政的

な基準で金の出しどころを明確にして

解決してやるといふことは、ぜひ必要

であります。これがないために問題が

こじれ、いつまでたつも解決がつ

かない。一部の連中が意地になつて、

最後には動かない。そのため工場整

備ができないといふ問題が、間々でき

るのです。これは非常にむずかしい問題であります。お役人さん

だけて、実務をやつしているやつは知

っているはずであります。ところが、こ

ういうむずかしい問題になると、中央

のお役人さんが現地に来てやることは

できるはずであります。ところが、こ

れは三十数億錢を要るそうです。一

軒々でやつたなら、なおできない。

富士地区の紙会社がたくさんあります

合同でやつても、三十数億の金が要

ります。たれ流しです。ですから、あの川

は、三十数億錢を要るそうです。一

軒々でやつたなら、なおできない。

公害の防止施設を、建設からいります

と、会社側なり何なりがまじめにこうい

う問題を取り上げたためしがない。こ

ういう不誠意なことでは、私はいかぬ

と思っています。たとえば私の方で、

軒々でやつたなら、なおできない。

問題は政府に迫りますけれども、かつ

て政府なり会社なりがまじめにこうい

う問題を取り上げたためしがない。こ

ういう不誠意なことでは、私はいかぬ</

きている東洋高圧の千葉工場なんかは、本工はたつた六百九十名です。臨時工が二千人から二千四百人。それは確かに採用しますけれども、永久的な臨時工、社外工です。賃金はうんと安い。こういう格好が多いのであります。ですから、さつきあなたがおつしやったように、大工場はそんなはかなことはない。全国一律賃金になつておるなんて言つたって、このごろそんな良心的な会社は少ない。こういう新開地においては、全部が全部じやありませんけれども、これに似たようなやり方をやつしているのであります。そして新規の学卒の者だけは採つて、臨時工に育てて安い賃金で使う。中年以上あるいは二十八以上は、私ども経験しておりますけれども、ほとんど一年勤めても、臨時工か社外工です。これを本工に直すことは、ほとんど少ない。こういう状態ですが、特に大企業に多いのであります。この点は、長官も認識を改めていただきまして、こういう点について、政府が何らかの行政介入をする。特に県や市町村は、進出事務が完了するまではうまいことを言つて、完了してしまつたら、もう会社といふものは治外法権ですよ。何も力がないから、会社の中で何をやつているやら、全然くちばしもいられないという実情になつてしまします。この点も、労働関係が何かわかりませんけれども、私は、もう少し政府が権威を持つて行政介入——法律規制今までいかないでしょうけれども、やつていただきたい

と思うわけです。この点をお願いをしておきます。

次の問題は、農業その他の転業の保障です。これも大体進出事務の完了するまではほんましいことを言つていて、耕地が少なくなつたらこういう新しい農業をやつたらいいとか何とか、県厅や市の連中がわんわん言うのであります。しかしながら、さて完了したらやはり市にひつかない。ですから、農業は、大部分どらしていいかわからぬといふ。非常に条件が違つてきますから、そこでどうしても農業の方はさばつてしまら。そして日銭の入る方にころんでいく。そして農業は荒廃をするといふ格好にならざるを得ないのであります。特にこういう低開発地帯のことときは、片一方においては土地がどんどん上がりりますから、農業状況が悪くなる。片一方においては、労力がそういうふう臨時的な不安定な形でありますけれども、工業の方へ取られますから、農業労働の質といふものは、だんだん女、子供、年寄りが中心になつてしまつて、しかも、これに対する指導がほとんど行なわれていない。特に農業関係の必要な資金を貸してくれなんと言つたって、お前売った錢があるじやないか、あれを使えそばいいといふことで、ほとんど金を貸してくれません。実際にはこういう状態ですから、農業の再編ができるはずがない。ですかね、ほんと全部が若屋になつてしまふというものが実情であります。そして結局は、農民が転落階級というようななり何なりやろうという場合に、資金ことになつて、比較的安く土地を手放すという関係になる。これはまた、土地を売やた程度の金では、新規に商業

が足りません。その場合の補強をするための資金をあつせんしてくれるかといふと、これもしない。しかも、農民はみんなで共同で取った金を使らいます。これは残念なことです。そういう習慣が、非常にないのです。これは不得手であります。共同でやれば、たいてい内部でけんかを始めます。これは残念なことです。そういう実情ですから、こういう点についても、政府がもう少しやつてくれなければならぬ。しかも、こういう状態ですから、土地は値が上がってくるから、住宅問題等の解決は骨が折れてくる。それから労力が払底してきますから、中小企業あたりにおいても、労力が払底して高くなつてくる、人が得られない、かえつて窮屈になつてくる。もう一つは、最初のうちは、地場の中企業に進出企業が提携をしてうまく育てるなんて、うまいことを言います。しかし、実際に今度進出が完了してしまふと、まず第一に、土建屋の大きなものが中央から来て、下請が四段階ぐらいになつて来る。現地のものはほとんど使わないという関係になります。そしておもな関連産業や下請産業は、大部分その会社にくついているものが東京や横浜から進出してきておる。そして地場の連中を排撃してしまふ。こういう格好ですから、実際の地場産業、中小企業等には、ほとんどプラスになる面が多いというのが実情であります。こういう点についても、長官として、ぜひ何らかの形で——法律で規定することは困難でしょうが、一つうま

御意見伺つておきます。

○藤山国務大臣 たゞいま久保田さとから、工業地帯設置あるいは工場誘致の関連において、土地の問題、農村の問題、労働力の問題、また地場産業の育成問題等について、いろいろ御意見がございました。また、実情に則しながら御説明も承つたわけですが、それの中には、若干強調された点もあるようにも思いますが、大筋において私どももそういう問題があるからと存じます。そういう問題については、将来とも十分な対策を講じて参らなければ円滑な工業発展を期し得ない問題でござります。特にお話をございました煙害、公害等については、これは単に経済的な問題ばかりではなく、厚生的な関係においても、国民の衛生的見地からも重要な問題であります。従つて、そういう問題を政府として参らなければならぬことは当然でございまして、こうした開発法案を施行して参ります場合に、企画庁としても、そういう問題が起らぬようにして参らなければならぬことは当然でございまして、今後の考慮を払うようにいたして参りたいと思います。

○久保田(豊)委員 時間がありませんから、相当突っ込んだ議論はやめますけれども、この点は、私ども長年歴代の政府に要望しておつても、一つも解決がつかぬ問題ですから、ぜひこの機会に誠意を持って、全部解決しなくて

もよろしゅうござります、一部でも誠意を持つて現地で解決のつくよう、行政指導なり何なりを具体的に進めていただきたいということを、特に私は強くお願ひをいたしておきます。それから次には、市町村、地方自治体とこういう工業立地の関係です。これも長官が言われるように、実態はばかりの夢じやないのであります。特に私は、この際、市町村の関係について申し上げてみたいと思います。何といつてもこの第十条にあげておりますような、指定地域内においておもな仕事をやるのは市町村で、結局市町村が施主になって金を出すようになります。ならざるを得ない。もちろん、この指定地域につながる県道であるとか、あるいは国道であるとか、あるいは鉄道であるとか、そういうものは、これは国なり県なりそれぞれ分担をするわけですけれども、しかし、いずれにしましても、指定地域内のこういう建設といいますか、新しい町作りのあれといふものは、これはほとんどが市町村が施工になるわけであります。しかも、今まで非常におくれていたところにこういう新しい工業なり何なりがいきますと、すべての行政の水準が上がるわけでござります。たとえば道路を作るにしても、従来の都市計画なら、人間なりあるいは乗用車が通ればいい程度ですから、比較的大きくて大体十メートルないし十二メートル程度の、いわゆる軽舗装の道路でけつこうあります。ところが、こういう工場がくると、私のところあたりは、今計画されているのはどうかといふと、一番主要な街路計画の幹線は、大体二十メートル、重舗装です。ですから、同じように道路を作る金だつて、うん

と違うわけでございます。すべてがこういふわけで、非常に経費がかかるのあります。この法案につきましては、あるいは次に自民党が用意されておる新都市建設計画にしましても、現在の都市計画法に基づく、あるいはその他のいろいろな法律に基づく國の従来の補助基準というものを、一つも動かしてないのです。補助金の基準はそのままでありまして、そしてその上に、何かというと資金だけは貸してやろうというわけです。資金の便利ははかっていい。しかし、補助金はそのまま据え置きだ。私も、各新都市計画の方のあれを見て、各官庁の課長級を呼んで人々聞いてみました。ところが、この基本のいわゆる補助金の増額という問題を持ち出せば、これは党内でもまとまらぬし、特に政府部内といふか、大蔵省が承知をしない。ですから、どうしてもその点は踏み切れないので、という説明であります。これはもちろん私的な説明でありますから、お含みおきをいただきたいと思います。その構想でこれができておるのあります。こうなりますと、私は正確にわかりませんけれども、ところにより、産業によって違いまして、やはり、おそらく都市のすべてのレベルを上げた建設——ここにあげてあるようないこんな単純なものではありません。私が勘定したばかりでも、大体十九ないし二十項目近くの新しい施設を作らなければならぬことになります。あるいは作りかえなければならぬことになります。そういう項目について、今の補助基準ではこれはやれません。町村はどうしてもやれません。かりに借金をさせてくれてもやれません。都市計

画の方は、御承知の通り、きまつただけの経費じゃなかなか実際にはできません。ですから、私はこの点については、政府が新都市建設促進計画について、条例を作つたりしてやつても、なかなか、この法案について、多少の——これは地方ですから、あるいは片つの方はもつと大きなものを考えでしようから、業態や内容も違つてしましよう。違つてしましようが、これについては、政府がもつと思い切つていわゆる補助金の水準等も引き上げなければだめだ。そしてしかも、その補助金も、各官庁々々々の部下が一つ一つ握つて、自分の金を人ちびちび貸してやるような格好で、これを全部まとめるまでには、何度も東京に陳情長をやつて、よくその実情を知つておられます。へをひつたようなわざかな補助金をもらうのに、東京までのこのこ出てきて——県へ何回行つたって片づかない。中央へ来て、そしてあちこちの官庁へ拝みをかけなければならぬ。こういふかなことは、私はやめてもらいたい。僕は、これらには一律でいとと思う。道路がどうで、橋がどうで、何がどうだと、一々こまかくやる必要はないと思う。統一的な基準をもつて、少なくとも総建設費の七割くらいのものは国費で補助を見てやる。あるいは全体の六割でもけつこうであります。このくらいは国費の補助で見えてやる。そうしてそのあと残の半々くらいを、府県が半分持つ、あと半分を——全体の事業費の一割五分くらいのものを大体地方が、市町村が持つといふ程度にしなければ、私はこれはいかぬと思います。この点を踏み切れをさせしてくれてもやれません。都市計

画の方は、御承知の通り、きまつただけの経費じゃなかなか実際にはできません。ですから、私はこの点については、政府が新都市建設促進計画について、条例を作つたりしてやつても、ぎりぎりになりますと大騒動になる。私はほんと全部今問題になつております。全部問題になつて、町村財政が行き詰まつて、その結果どうなるかといふと、結局は税金や税外負担をどんどん上げている。そして今度は会社の方でも、こういふ施設を作つたあとで、何がどうだと、一々こまかくやる必要はないと思う。統一的な基準をもつて、少なくとも総建設費の七割くらいのものは国費で補助を見てやる。あるいは全体の六割でもけつこうであります。このくらいは国費の補助で見えてやる。そうしてそのあと残の半々くらいを、府県が半分持つ、あと半分を——全体の事業費の一割五分くらいのものを大体地方が、市町村が持つといふ程度にしなければ、私はこれはいかぬと思います。この点を踏み切れをさせてくれてもやれません。都市計

画の方は、御承知の通り、きまつただけの経費じゃなかなか実際にはできません。ですから、私はこの点については、政府が新都市建設促進計画について、条例を作つたりしてやつても、ぎりぎりになりますと大騒動になる。私はほんと全部今問題になつております。全部問題になつて、町村財政が行き詰まつて、その結果どうなるかといふと、結局は税金や税外負担をどんどん上げている。そして今度は会社の方でも、こういふ施設を作つたあとで、何がどうだと、一々こまかくやる必要はないと思う。統一的な基準をもつて、少なくとも総建設費の七割くらいのものは国費で補助を見てやる。あるいは全体の六割でもけつこうであります。このくらいは国費の補助で見えてやる。そうしてそのあと残の半々くらいを、府県が半分持つ、あと半分を——全体の事業費の一割五分くらいのものを大体地方が、市町村が持つといふ程度にしなければ、私はこれはいかぬと思います。この点を踏み切れをさせてくれてもやれません。都市計

画の方は、御承知の通り、きまつただけの経費じゃなかなか実際にはできません。ですから、私はこの点については、政府が新都市建設促進計画について、条例を作つたりしてやつても、ぎりぎりになりますと大騒動になる。私はほんと全部今問題になつております。全部問題になつて、町村財政が行き詰まつて、その結果どうなるかといふと、結局は税金や税外負担をどんどん上げている。そして今度は会社の方でも、こういふ施設を作つたあとで、何がどうだと、一々こまかくやる必要はないと思う。統一的な基準をもつて、少なくとも総建設費の七割くらいのものは国費で補助を見てやる。あるいは全体の六割でもけつこうであります。このくらいは国費の補助で見えてやる。そうしてそのあと残の半々くらいを、府県が半分持つ、あと半分を——全体の事業費の一割五分くらいのものを大体地方が、市町村が持つといふ程度にしなければ、私はこれはいかぬと思います。この点を踏み切れをさせてくれてもやれません。都市計

画の方は、御承知の通り、きまつただけの経費じゃなかなか実際にはできません。ですから、私はこの点については、政府が新都市建設促進計画について、条例を作つたりしてやつても、ぎりぎりになりますと大騒動になる。私はほんと全部今問題になつております。全部問題になつて、町村財政が行き詰まつて、その結果どうなるかといふと、結局は税金や税外負担をどんどん上げている。そして今度は会社の方でも、こういふ施設を作つたあとで、何がどうだと、一々こまかくやる必要はないと思う。統一的な基準をもつて、少なくとも総建設費の七割くらいのものは国費で補助を見てやる。あるいは全体の六割でもけつこうであります。このくらいは国費の補助で見えてやる。そうしてそのあと残の半々くらいを、府県が半分持つ、あと半分を——全体の事業費の一割五分くらいのものを大体地方が、市町村が持つといふ程度にしなければ、私はこれはいかぬと思います。この点を踏み切れをさせてくれてもやれません。都市計

○久保田(喜)委員 どうも長官の答弁は、はつきり認識していないと思うのです。よくお役人さんが言うのですけれども、将来収入が増すから、それで穴埋めしていけばいいじゃないか、そんなわけにいかないのです。将来大きくなつてから出す税金ぐらいでは、実際は行政水準はだんだん上がっていくますから、その穴埋めだけで一ぱいですよ。一番最初に作った大きな借金の元利償還なんて、実際にはできないのですよ。これは東京とか大阪とか、こういう大都市になつてしまえば別でそれとも、少なくとも一、三十万程度の都市で、大体において財政規模が二十億程度のものでしたら、ほとんど実際にはできません。それをやるには、必ず税金をよけいとるか、税外負担をよけいするかしなければできないです。よく自治省や何かのお役人さんは、そう言います。将来どんどん收入があえていくからいいじゃないかと言ふけれども、実際私どもは、自分も町村長をやってみて——今のよくな大きな問題に取つ組んだわけではございませんけれども、小さい問題でも取つ組んでみると、そこいかないのです。いつも企画庁の諸君はそう言う。何かいいのだ。そういうものじゃないのです。たとへば、将来税金が増すから、それでもって穴埋めしていけばいいじゃないか、今の段階では金を貸してやればいいのです。そういうものじゃないのです。将来は税金はよけいに入るよ

うになつても、必ずしもそれが必不可少なのではなくて、それを全部つき込む、大きな借金をして、それがうまくやさ込んでできないくらいのが、へき込んでもできないのが、へき込んでもできません。ですから、最悪の実情であります。ですから、まさに大きな借金をして、それがうまくやさとで返せるというよくなわけには、うていいかないのであります。ですから、この点を私は根本から認識を変えました。それで、私は、ここでこういう総合的な大計画をやつた場合に、市町村負担額が幾らになる、国の補助金が幾らになるという明確な資料を出していただきたいと思う。それによって検討してみたいと思います。その後におきます行政の水準の状況によつて、それは幾らになるかかつて、幾ら税金が入つてとなるということを検討してみれば、一目瞭然ですから、この点は、どうか一つその場限りの国会答弁でなしに、長官、そんなことはあまりおもろくないかもしませんが、市町村や何かのやつは、こつちのいかげんなやつが適当にやつていればいい、あるいは困ります。ぜひ一つ、この点は坦白に認識を変えていただきたいと思われます。

今まででに行なわれております国土総合開発法あるいは各地方の開発法、こういうもののとの連関においてこれを統一することがぜひ必要である。少なくとも統一的に審議をすることが必要であります。この法案だけ切り離して審議をするということは、国会審議の常道ぢやない。この法案は、非常に重要な問題を含んでおります。最初に申し上げました通り、この法案の実施の実態いかんによりましては、農民等には、農業基本法以上に大きな悪影響を持つてきます。こういう重要な法案ですから、この次に出るときにこの問題はやりたいと思っておりますが、同時に、そのときに、こういう問題についての基本的なこと、つまりこの法案の統一的な運用なり、これを前提にして、それではこれをどう具体的にやつたらいいかということについて、政府とは違つた私どもの考え方をはつきり出したいと思います。

度から考える必要もあるうといふことです。  
を申し上げてゐるので、決してそう甘く思  
寄つて申し上げているわけではありません  
ませんので、御了解願いたいと思います。  
  
なお、これらのいろいろな法案があ  
りますことは、おのずから補完作用を用  
なして参るのであります。そういうこと  
ような情勢に応じてこれらの案が出来  
て参りますても、将来これが運用され  
て参ります場合には、相互矛盾をし合  
うといふことがないよりに、われわれは  
も考えていかなければならぬのでございまし  
ますし、ざくばらんに申し上げれば、  
は、私なども、企画庁に入りました  
こういち法案がたくさんあるのに実は  
驚いているくらいなのでございまし  
て、こういう問題を将来どういうふうに  
に調整するかということは、非常に大  
きな問題だと思いますので、十分考え  
ながら今後の施策をして参りたい、こ  
う存しております。

けですが、このことは、この前自治大臣がおいでのときいろいろお話し合ひをやりましたので、やめます。それで私の申し上げたい点は、税の減免措置の優遇措置だけで埋めるという程度では、地方の財政のしわ寄せ、あるいは行政のレベル・ダウン、そういう問題は解決しないと思います。だから、今後はやはりそういう地方団体のとつておる、来てもらいたい一心からの優遇措置に対しても、すべての面にわかつてその負担を全面的に補てんをする、こういう基本的建前に立つて、こういう法律が出たことを契機として、一そうち充実していただきたい、こういうことが一つ。

ところで、きょういただきました資料に基づきますと、優遇措置の中で税の减免はどれだけあるかといいますと、この条例を制定しておる県がたくさんあります、その中で税の减免措置の優遇措置をとっているのは、わざかに五県だけだ。その他の県は、獎勵金の交付その他だ、こういうことで利益を供与しておる、こういう工合にておりますが、このことは、税の不均一課税ということは原則的に禁ずるという地方税の建前からいつて、こういう方式をとつておることは、地方自治団体の考え方としては、本旨をゆがめないようにしようとする努力の現われとして肯定されなければならないと思う。大へんけつこうだと思うのです。ところが、今度の法律によりますと、わずか五県しかない税の减免の場合のみこれを埋めるということになりますと、地方税の本旨に忠実ならんとしておる地方団体が、何らこの法による恩恵にあずかることができない、う



て、本法をあわせ審議するのがいいのではないかと考へておつたわけですが、それがまだ出できませんので、この法案を採決したわけありますけれども、国土総合開発について、いまやはつきりとした計画が樹立されてない。そのときにおいて、低開発地域開発といつても、ほんとうに何をやつてよいかわからぬ、こういうことになると思いますので、政府は、第一項についておるような国土全体の総合開発、しかも、その中において工場の適正配置をどうするのか、こういう計画を立て、その中において低開発地域の開発を考えていくべきである、こういう趣旨でござります。

第二項について申し上げます。本法の十条には、施設の整備といふことで、若干これにやや似た規定がござります。しかし、地方公共団体が工場誘致を行なう場合は、たとえば道路、た

とえば下水、工業用水等々、公共施設について多大の負担をいたしておりま

す。従つて、これについても政府は積極的な援助を行なうべきである、こう

いう趣旨でございます。

第三項でございますが、地方交付税においてカバーしてやろうなどいう本法の趣旨でございますが、一面、地方交

付税には地方交付税本來のあり方がござります。それをあまり乱すことなく

決議を十分尊重いたしまして、政府部

において連絡協調を保つて、円滑に御趣旨

が達成できるようにいたして参りたい

と存じます。(拍手)

○早稻田委員長 本案に対する委員会

報告書の作成に関しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異

べきである、こういうことでございま

す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

## 第一類第九号

## 商工委員会議録第十号

昭和二十六年十月二十六日

第四でございますが、工場誘致にあたつて、大体普通のやり方といたします

ことは、まず工場の用地、これを地方

公共団体が提供するとかなんとかい

うことですが、実際に行なわれております。従いまして、このような工場用地について地方公共団体が特別な補助ま

たは負担をした場合に、それをカバー

するところの起債についても、政府に

特別な配慮を願いたい。

以上が、本附帯決議案提案の理由でござります。

委員各位の御賛成をお願

いいたしまして、趣旨説明にかえま

す。

○早稻田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

ただいまの動議に対しましては、別

に発言の申し出がありませんので、本

動議を直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○早稻田委員長 起立總員。よつて、

本動議は可決され、本動議の通り附帯

決議を付することに決しました。

この際、政府より発言を認められております。これを許します。藤山経企

府長官。

○藤山國務大臣 政府といたしまして

おりません。これを許します。

藤山経企

の趣旨でございますが、一面、地方交

付税には地方交付税本來のあり方がござります。それをあまり乱すことなく

決議を十分尊重いたしまして、政府部

において連絡協調を保つて、円滑に御趣旨

が達成できるようにいたして参りたい

と存じます。(拍手)

○早稻田委員長 本案に対する委員会

報告書の作成に関しては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異

べきである、こういうことでございま

す。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○早稻田委員長 御異議なしと認め、

さよう決定いたしました。

二十八名提出の下請関係法案を議題と

し、審査に入ります。

○早稻田委員長 次に、松平忠久君外

二十二名提出の下請関係法案を議題と

し、審査に入ります。

○早稻田委員長 御異議なしと認め、

さよう決定いたしました。

二十八名提出の下請関係法案を議題と

し、審査に入ります。

○早稻田委員長 御異議なしと認め、

さよう決定いたしました。

二十八





(調整規程の変更命令及び認可の取消し)

第二十七条 主務大臣は、調整規程の内容が第二十五条各号に適するものでなくなつたと認めるときは、その組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならぬ。

第二十八条 組合は、調整規程を廃止したときは、運営なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(調整規程の廃止の届出)

第二十九条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

(調整規程の設定等の議決)

第三十条 調整規程の設定、変更及び廃止は、総会の議決を経なければならない。

(出資のほか、その出資額を限度とする)

第三十一条 第二十九条第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

(出資組合の組合員の責任)

第三十二条 第二十九条第一項の規定による経費の負担を限度とする。

(非出資組合の組合員の責任)

第三十三条 出資組合以外の組合(以下「非出資組合」という。)の組合員の責任は、第三十五条第一項の規定による経費の負担を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第三十四条 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

(議決権及び選挙権について)

第三十五条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

(従業員に対する配慮)

第三十六条 組合の組合員は、調整規程に従いその事業活動を制限するに当たつては、その従業員に不利益を及ぼすことがないように努めなければならない。

(出資)

第三十七条 第二十九条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせなければならない。

(加入の自由)

第三十八条 第二十九条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう者が組合に加入しようとするときは、組合員たる資格を有する者

2 組合員に出資をさせる組合(以下「出資組合」という。)の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 出資組合の組合員の責任は、第

三十五条规定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

4 出資については、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下「協同組合法」という。)第十条第一項、第三項及び第五項の規定を準用する。

(非出資組合の組合員の責任)

第三十三条 出資組合以外の組合(以下「非出資組合」という。)の組合員の責任は、第三十五条第一項の規定による経費の負担を限度とする。

(議決権及び選挙権)

第三十四条 組合員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

(議決権及び選挙権について)

第三十五条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

(従業員に対する配慮)

第三十六条 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

(加入の自由)

第三十七条 第二十九条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう組合は、定款で定めるところにより、組合員に出資をさせなければならない。

(加入の自由)

第三十八条 第二十九条第一項第七号から第十号までに掲げる事業を行なう者が組合に加入しようとするときは、組合員たる資格を有する者

きは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

(加入)

第三十九条 出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

2 非出資組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資口数の減少)

第四十条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

(持分の譲渡)

第四十一条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

(持分の譲渡)

第四十二条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

(持分の譲渡)

第四十三条 組合を設立するには、その組合員にならうとする四人以上の下請事業者が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第四十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第五十条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

三号まで、第二項及び第三項の規定を、出資組合の組合員の脱退については同法第十八条及び第二十条から第二十二条までの規定を準用する。

3 第一項の認可については、団体組織法第二十条の規定を準用する。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十二条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定期で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第三十九条 出資組合への加入については、協同組合法第十六条の規定を準用する。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十一条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十二条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十三条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

組合にあつては、その事業を行なうために必要な経営的基礎を有すること。

3 第一項の認可については、団体組織法第二十条の規定を準用する。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十二条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定期で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を了した時又は組合員の持分の全部若しくは一部を承継した時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第三十九条 出資組合への加入については、協同組合法第十六条の規定を準用する。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十一条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十二条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十三条 出資組合の組合員は、組合の承諾を得た時に組合員となる。

(出資組合の組合員の脱退について)

第四十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十六条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十八条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

第四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(設立の認可)

3

出資組合の定款には、前二項の事項のほか、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対応して与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けたことを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

(規約)

第四十六条 次の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

(準用)  
第四十七条 組合の設立について  
は、協同組合法第二十七条、第二十八条及び第三十条から第三十二条までの規定を、出資組合の設立については、同法第二十九条第一項から第三項までの規定を準用する。この場合において、同法第三十一条中「行政庁」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

ければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

## 第五節 監督

(主務大臣の命令)  
第四十九条 主務大臣は、組合の業務若しくは会計が法令、定款、規約若しくは調整規程に違反し、若しくは組合の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合が正当な理由がないのに成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、組合が前項の規定による命令に違反したときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。

(準用)  
第五十条 組合の監督については、協同組合法第六十二条第一項及び第三項、第六十三条第一項及び第三項、第六十四条から第六十一条まで、第六十八条第一項並びに第六十九条の規定を、合併については、第四十四条第二項及び第三項の規定を、出資組合の合併については、協同組合法第六十三条第一項の規定を、出資組合の合併に合併において、協同組合法第六十二条第一項第五号中「第一百六条第二項」とあるのは「下請関係法第四十九条第二項」と、同条第二項及び第三項第三項中「行政庁」とあるのは「主務大臣」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)  
第五十一条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、組合に対し、業務又は会計の状況を報告させ、又はその職員にその組合の事務所に立ち入り、帳簿書類

を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 下請関係調整委員会  
(下請関係調整委員会)

第五十二条 親事業者と下請事業者との間の取引関係において生ずる紛争を処理するため、親事業者を代表する者、下請事業者を代表する者、労働者を代表する者及び学識経験のある者各同数をもつて組織する下請関係調整委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、中央下請関係調整委員会(以下「中央委員会」という。)及び地方下請関係調整委員会(以下「地方委員会」という。)とする。

(中央委員会の所轄)  
第五十三条 中央委員会は、内閣総理大臣の所轄とする。

3 議事は、出席委員の過半数で決議するところによる。

2 中央委員会は、下請事業者代表委員、親事業者代表委員、労働者代表委員及び第三者委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決議するところによる。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なう。

(委員長)

第五十八条 中央委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が第三者委員の中から選舉する。

3 委員長は、中央委員会の会務を

並びに第五十二条から第五十四条までの規定を、定款の変更については、第四十四条第二項及び第三項で、第五十五条第一項及び第二項で、第五十六条第一項及び第二項で、第五十七条第一項及び第二項で、第五十八条第一項及び第二項で、第五十九条第一項及び第二項で、第五十一条第一項及び第二項で、第五十二条から第五十四条までの規定を、定款の変更については、第四十四条第二項及び第三項で、第五十五条第一項及び第二項で、第五十六条第一項及び第二項で、第五十七条第一項及び第二項で、第五十八条第一項及び第二項で、第五十九条第一項及び第二項で、第五十二条から第五十四条までの規定を、出資組合の管理については、協同組合第五十六条、

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でな

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、その身分を示す証明書

いて、第三者委員は親事業者代表委員、下請事業者代表委員及び労働者代表委員の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとする。

2 委員は、非常勤とする。

3 内閣総理大臣は、中央委員会の委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めたとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めたときは、中央委員会の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(会議)

第五十六条 中央委員会の会議は、委員長が招集する。

2 中央委員会は、下請事業者代表委員、親事業者代表委員、労働者代表委員及び第三者委員各一人以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決議するところによる。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、後任者が任命されるまでその職務を行なう。

(委員長)

第五十八条 中央委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が第三者委員の中から選舉する。

3 委員長は、中央委員会の会務を

並びに第五十二条から第五十四条までの規定を、定款の変更については、第四十四条第二項及び第三項で、第五十五条第一項及び第二項で、第五十六条第一項及び第二項で、第五十七条第一項及び第二項で、第五十八条第一項及び第二項で、第五十九条第一項及び第二項で、第五十二条から第五十四条までの規定を、出資組合の管理については、協同組合第五十六条、

#### 4 委員長がその職務を行なうこと

ができないときは、第一項の規定の例により選挙された者が委員長の職務を代行し、委員長が欠けたときは、同項の規定に従つて新たに委員長を選挙する。

(事務局)

#### 第五十九条 中央委員会にその事務を整理するために事務局を置き、

事務局に委員長の同意を得て内閣総理大臣が任命する事務局長及び必要的職員を置く。

(政令への委任)

#### 第六十条 中央委員会の組織及び運営に関する事項は、この法律に定めるもののはか、政令で定める。

(地方委員会)

#### 第六十一条 地方委員会は、都道府県が設けるものとする。

2 地方委員会については、第五十三条から前条までの規定を準用す

る。この場合において、第五十三

条、第五十五条第一項及び第三項並びに第五十九条中「内閣総理大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前条中「政令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

(所管委員会)

#### 第六十二条 この法律に規定する事項を所管する委員会は、親事業者の当該事項についての事案に係る

工場又は事業場の所在地を管轄する地方委員会とする。ただし、特定の地区内に工場又は事業場を有する下請事業者を組合員とする組合が当事者である場合において、当該組合の地区が都道府県の区域は、中央委員会とする。

#### 2 前項ただし書の場合において、

中央委員会は、必要があると認めるとときは、当該事案を地方委員会に処理させることができる。

(規則制定権)

#### 第六十二条 中央委員会は、委員会の行なうあつせん、調停及び裁定の手続について規則を定めること

ができる。

#### 第五章 雜則

(私的独占禁止法の適用除外)

#### 第六十四条 私的独占禁止法の規定は、第二十一條若しくは第二十三

条の規定による团体協約又は第二十四条の認可を受けた調整規程及びこれらに基づいてする行為には、適用しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 不公正な取引方法を用いるとき、又は組合員に不公正な取引方法に該当する行為をさせるよ

うにするとき。

二 次条第四項の規定による公示があつた後一月を経過したとき、(同条第三項の請求に応じ、主務大臣が第二十七条の規定による処分をした場合を除く。)

次条第三項の規定による請求が

主務大臣が第二十七條の規定によ

る。この場合は「都道府県知事」と、前条中「政令」とあるのは「条例」と読み替えるものとする。

(所管委員会)

#### 第六十二条 この法律に規定する事項を所管する委員会は、親事業者の当該事項についての事案に係る

工場又は事業場の所在地を管轄する地方委員会とする。ただし、特

定の地区内に工場又は事業場を有する下請事業者を組合員とする組合が当事者である場合において、

当該組合の地区が都道府県の区域は、中央委員会とする。

#### 3 げる事業に附帯する事業について

の同項第十一号の規定を含む。)に基づいてする行為には、適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

#### 第六十五条 主務大臣は、第二十四条の認可をしようとするときは、一

公正取引委員会に協議しなければならない。この場合において認可に係る事項が下請代金の額又は下

請事業者が製造する物の原材料の譲買価格に関するものであるとき

は、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に係る事項が下請代金の額又は下

請事業者が製造する物の原材料の譲買価格に関するものであるとき

は、公正取引委員会の同意を得なければならぬ。

#### 2 主務大臣は、第二十七条の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

#### 3 公正取引委員会は、組合が第二十四条の認可を受けた調整規程の内容が第二十五条各号に適合するものでなくなつたと認めるとき

は、主務大臣に対し、第二十七条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

#### 4 (報告及び検査)

#### 第六十六条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託又は修理委託に関する取引

が第二十条第一項第七号から第十号までの規定(これらの規定に掲

#### らしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に對しその取引に關する報告をさせ、組合に對し業務若しくは会計の状況を報告させ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることがで

きる。

第六十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第六十九条 第二十四条の認可を受けないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

又はこれを併科する。ただし、刑

法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第七十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による一般的条件を定めないで下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした者

二 第十七条第二項の規定に違反した者

三 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条において準用する協同組合法第一百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第五十五条第一項、第二項若しくは第六十六条第一項、第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、若しくは帳簿書類の提出をせず、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

#### 第六章 嘲諷

第六十八条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第六十九条 第二十四条の認可を受けないで調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

又はこれを併科する。ただし、刑

法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第七十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による一般的条件を定めないで下請事業者に對し製造委託又は修理委託をした者

二 第十七条第二項の規定に違反した者

三 第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第五十条において準用する協同組合法第一百五条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第五十五条第一項、第二項若しくは第六十六条第一項、第二項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をせず、若しくは帳簿書類の提出をせず、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第七十一条 第七条の規定による下請台帳を作成せず、下請台帳に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は下請台帳を保存しなかつたときは、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三万円以下の罰金に処する。

第七十二条 組合が第四十九条第一項の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

第七十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第七十条又は第七十一条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その人又は法人に対しても各本条の刑を科す。

第七十四条 第四条第一項の規定による提出をしないで下請事業者に対する製造委託又は修理委託をした者は、三万円以下の過料に処する。

第七十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした組合の役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 第四十八条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。  
二 この法律の規定に基づいて組合が行なうことができる事業以外の事業を行なつたとき。

三 第二十条第二項の規定に違反したとき。

四 第三十七条の規定に違反したとき。

第五十六条 組合については、協同組合法第百十五条规定第十四号から第一号まで及び第十五号から第十八号までの規定を、出資組合については、同条第十二号から第十四号までの規定を準用し、これらの規定に掲げる違反については、組合の発起人、役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

第六十七条 附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。  
(下請代金支払遅延等防止法の廃止)

2 下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二百二十号)以下「旧防止法」という。は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律の施行の際現に親事業者である者は、この法律の施行の日から二月以内は、第四条第一項の規定にかかるらず、同項的一般的条件を定めないでも下請事業者に対する製造委託又は修理委託をすることができる。

4 この法律の施行の際現に親事業者である者は、この法律の施行の日から三月以内に、第七条の下請台帳を作成しなければならぬ。

5 旧防止法第一条第三項に規定する親事業者がこの法律の施行前にした同法第二条第一項又は第二項に規定する製造委託又は修理委託

については、旧防止法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。お従前の例による。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、な

く別表第一総理府の項中「公正取引委員会」を「公正取引委員会(昭和二十三年法律第二百二十号)」の一部を次のよ

うに改正する。

7 別表第一総理府の項中「公正取引委員会」を「中央下請関係調整委員会」に改める。

8 (総理府設置法の一部改正)  
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十七条中「公正取引委員会」を「公正取引委員会(昭和二十三年法律第二百二十号)」に改める。

9 第十八条の表中公正取引委員会の項の次に次のように加える。

中央下請 関係調整 委員会	下請関係法(昭和三十六年法律 第二百二十号)
---------------------	---------------------------

(関係法律の整理等)  
この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に關しては、別に法律で定める。

下請事業者の経済的地位の向上と經營の安定を図るため、親事業者と下請事業者との間の不公平な取引関係を是正し、また下請事業者が下請

組合を組織し、団結することを擁護する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費としては、本年度約五千万円の見込みである。

本案施行に要する経費

○早稻田委員長 まず、提案者より趣旨の説明を聴取することにいたしました。松平忠久君。

○松平議員 ただいま議題となりました下請関係法案につきまして、社会党を代表して、その提案の理由及び内容

を御説明申し上げます。この概要を御説明申し上げます。

今日、わが国経済の特徴として、そ

の二重構造が指摘されております。こ

れを言いかえれば、大企業と中小企業との間に歴然とした格差が存在すると

いふことになります。このことは付加

価値や労働賃金の格差に最も端的に示

されています。しかし、大企業と中

小企業との関係は、このようにただ單

に格差があるといふだけではありませ

ん。さらに大企業が中小企業を支配

し、中小企業は大企業に所属するとい

う、支配従属の関係があるのであります。

親企業は、高度成長政策のもとで

せする態度に出ているのであります。最近再び台風手形が出現し始め、また黒字倒産が続出する傾向にあります。が、これらはいずれも下請企業へのしわ寄せを如実に示すものであります。このように、下請企業は、親企業による不公正な行為によって、その経営健全な発展を妨げられ、親企業は下請企業を景気調節の安全弁あるいはクッションとして利用しておるのであります。

そこで、わが国経済の二重構造を真に解消し、経済の均衡のとれた、健全な発展をはかるためには、かかる親企業と下請企業との間に存在する取引関係の不公平、後進性を是正しなければなりません。しかるに、現行の下請代金支払遅延等防止法は、親企業による下請代金の支払い遅延を防止するだけであります。しかも、その支払い遅延防止のための措置は、単に国が親企業に勧告するにとどまっています。さらに法律実施の段階にあたっては、所轄官庁たる公正取引委員会の弱体化により、そのための措置は、単に國が親企業に勧告するにとどまっています。さらに法律実施の段階にあたっては、所轄官庁たる公正取引委員会の弱体化により、その実効はほとんど期待し得ない状態にあります。まして親企業と下請企業との間に存在する取引関係の不公平、後進性を是正するなどといふことは望み得べくもありません。

この際、抜本的に下請関係全般を規律する立法を制定し、これによつて親企業に対し必要な規制を加えるとともに、下請企業に対しても、その団体権、団体交渉権を保障することによつて、親企業と対等な地位を確立する必

要があると考えるものであります。これが本法律案を提出する理由であります。

次にその内容の概要を御説明いたしました。

まず第一に、親事業者を資本金一千

万円以上、常時雇用する従業員数三百

人以上のものとし、これに下請契約に

関し、諸種の順守義務を課すことについ

てしているのであります。すなわち、

下請条件の文書化、下請台帳の整備、

検収及び支払い期日の順守、値引き、

返品の禁止を明確化し、さらに親企業

がその優越的地位を利用して行なう一

切の不当な圧迫、差別待遇を禁止して

いるのであります。

第二に、下請代金の支払いが遅延し

ても、実質的に親企業は如何の規制も

受けず、もつばら下請企業の負担に帰

せられている現状を改め、検収及び支

払い期限を法定化して、遅延部分につ

いては、親企業にその金利を負担せし

めることとしたのであります。

第三に、下請企業者に公正な経済活

動の機会を確保せしめ、かつまた、相

互に共通の利益を増進するため、自主

的な組織としての下請組合の結成を認

めることにしたのであります。そして

下請組合に対し团体交渉権を与える、親

企業にその応諾義務を課し、その取引

条件について団体協約を締結せしめる

こととしているのであります。

第四に、右の団体交渉ができないと

か、団体協約の内容について協議がと

とのわないのである場合は、三者構成による下

請関係調整委員会が調停または裁定す

ることとし、公正な取引関係を確立す

るために万全を期しているのであります

以上が、本法案を提出いたしました

理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

（拍手）

○早稻田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることにいたします。

（定義）

企業に対する調査を進めることによっておりまして、商工中央金庫並びに中小企

業信用保険公庫、国民金融公庫、中小企

業金融公庫等より参考人並びに説

明員の出席を求めております。従いま

して、この際休憩をして、本会議散会

後、直ちに再開いたしたいと存じま

す。

この際、本会議散会後まで休憩いた

します。

午後零時四十八分休憩

午後三時四分開議

○早稻田委員長 休憩前に引き続き会

議を開きます。

電気用品取締法案を議題とし、審査

に入ります。

電気用品取締法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 製造事業者の登録(第三

条・第十七条)

第三章 電気用品の型式等(第十

八条・第二十六条)

第四章 販売等の制限(第二十七

条・第二十八条)

第五章 指定試験機関(第二十九

条・第四十二条)

## 第七章 帽則(第五十七条～第六十三条)

### 附則 第一章 総則

第一条 この法律は、電気用品の製造、販売等を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とする。

(定義)

「品」とは、主として「電気工作物」

作物(電気工事士法(昭和三十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する一般用電気工作物をいう。)の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものはいふ。

第二章 製造事業者の登録(登録)

第三条 電気用品の製造の事業を行なおうとする者は、通商産業省令で定める電気用品の製造の事業の区分(以下「事業区分」という。)に従い、通商産業大臣の登録を受けなければならぬ。

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

二 登録の申請

二 第十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第三条の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)であつて法人であるものが第十四条の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその登録製造事業者の業務を行なう役員であつた者で、その処分のあつた日から二年を経過しないもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

四 当該電気用品の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定製造設備」という。)の名称及び性能又は數

五 当該電気用品の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるもの(以下「特定検査設備」という。)の名称及び性能又は數

六 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するところ。

二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

三 登録の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 登録証

第八条 通商産業大臣は、第三条の登録をしたときは、登録証を交付する。

二 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

四 登録製造事業者(承継)

第五条 登録製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登

録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業

の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併

### (登録の基準)

第六条 通商産業大臣は、第三条の登録の申請が次の各号に該当する

と認めるときは、登録をしなければならない。

二 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合す

ること。

三 登録の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の申請書には、工場又は事

業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならぬ。

前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号

二 氏名又は名称及び住所

三 事業区分

四 登録製造事業者(承継)

第五条 登録製造事業者が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登

録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業

の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併

譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併

譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併

譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。

ただし、当該事業の全部を譲り受けた者は、相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併

譲り受けた者は、相続人若しくは合併により設立した法人は、

その登録製造事業者の地位を承継する。



に次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添附してあると

き」と読み替えるものとする。

3 第九条本文並びに第十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の認可を受けた輸入事業者について準用する。この場合において、同条

第一項中「第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項」とあるのは、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」と読み替えるものとする。

第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によるものとする。

2 前項の認可の更新の申請によつて、その効力を失う。

3 第二十四条 第十八条又は前条第一項の認可は、七年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によるものとする。

(表示)

第二十五条 第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者は、当該認可に係る型式の電気用品(第二十

二条第二項において準用する第十八条规定の規定の適用を受けたもの)を販売する時までに、これに通商産業省令で定める方式による表示を附さなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除くほか、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を附さなければならぬ。

(認可の取消し)  
第二十六条 通商産業大臣は、第八条又は第二十三条第一項の認可を受けた登録製造事業者又は輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消すことができる。  
一 第二十二条第三項又は前条第一項の規定に違反したとき。  
二 第四十三条第一項の条件に違反したとき。  
三 第四十七条又は第四十八条の規定による命令に違反したとき。  
四 不正の手段により第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたとき。

第四章 販売等の制限  
第二十七条 電気用品の販売の事業(自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。)を行なう者(以下「販売事業者」という。)は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、第二十九条第一項の指定が次の各号に適合していると認めると認めれば、その指定をしてはならない。

(販売の制限)

第二十八条 電気用品の販売の事業を行なう者は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 電気用品を部品又は附属品として使用して製造する物品であつて、政令で定めるものの製造の事業を行なう者は、第二十五条第一項の表示が附されているものでなければ、電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

3 前条ただし書の規定は、前二項の場合に準用する。

(指定)  
第三十一条 通商産業大臣は、第二十九条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めると認めれば、その指定をしてはならない。  
一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて試験を行なうものであること。  
二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が試験を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。  
三 民法(明治三十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の基準)  
第三十二条 指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたと令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(試験の義務)  
第三十三条 指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたときには、正当な理由がある場合を除き、運送なく、試験を行ななければならぬ。

2 指定試験機関は、試験を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以下「試験員」という。)に試験を実施させなければならない。

3 指定試験機関は、試験を行なう場合は、試験員の業務に關する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)  
第三十四条 指定試験機関は、試験の業務に關する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

(欠格条項)  
第三十条 次の各号の一に該当する者は、第二十二条第一項の指定を受けることができない。  
一 第二十九条 第二十二条第一項の規定は、通商産業省令で定める区分ごとに、同項の試験(以下この章において単に「試験」という。)を行なおうとする者の申請により行なう。

(使用の制限)  
第二十八条 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事

業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第二条第四号に規定する電気事業者、同令附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法(昭和六年法律第六十一号)第三十条第一項の適用を受ける電気工作物を設置する者又は電気工事士は、第二十五条第一項の規定による命令に違反したものでなければ、電気用品を電気施設(発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路その他の工作物をいふ。)の設置又は変更の工事に使用してはならない。

2 第三十八条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

3 第三十二条 指定試験機関は、試験を行なうべきことを求められたときには、正当な理由がある場合を除き、運送なく、試験を行なわなければならぬ。

4 指定試験機関は、試験を行なう場合は、試験員の業務に關する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規定)  
第三十四条 指定試験機関は、試験の業務に關する規定(以下「業務規定」という。)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、  
通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規定が試験の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規定を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第三十五条 指定試験機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、試験の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第三十六条 指定試験機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第三十七条 指定試験機関の役員の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第三十八条 通商産業大臣は、指定試験機関の役員又は試験員がこの法律又は業務規定に違反したときは、その指定試験機関に対し、その役員又は試験員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の地位)

第三十九条 試験の業務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、

刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十条 通商産業大臣は、指定試験機関が第三十一条第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めたときは、その指定試験機関に對し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 通商産業大臣は、指定試験機関が次の各号の一に該当するときは、第二十一条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十一条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十四条第一項の認可を受けた業務規定によらないで試験を行なつたとき。

三 第三十四条第三項、第三十八条规定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により指定を受けたとき。

五 第三十五条の許可をしたとき。

六 第四十一の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

(帳簿の記載)

第四十二条 指定試験機関は、帳簿を備え、試験に関する登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十一条第二項に

刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十三条 第十八条若しくは第二十一条第二項において適用する第十八条ただし書の承認には、条件を附することができます。

2 前項の条件は、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、認可又は承認を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(公示)

第四十四条 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十八条又は第二十三条第一項の認可をしたとき。

二 第二十一条第一項の指定をしたとき。

三 第二十六条の規定により認可を取り消したとき。

四 第三十三条の規定による届出があつたとき。

五 第三十五条の許可をしたとき。

六 第四十一の規定により指定を取り消し、又は試験の業務の停止を命じたとき。

(報告の徴収)

第四十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において政令で定めるところにより、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は第二十一条第二項に

規定期定する事業を行なう者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関に対し、その業務又は經理の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第四十六条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録製造事業者、輸入事業者、販売事業者又は登録製造事業者又は輸入事業者にて、その職員に、登録製造事業者の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあると認めたときは、当該登録製造事業者又は輸入事業者に於ける技術上の基準に適合していない場合において、危険又は障害の発生を防止するため特に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、登録製造事業者に対する特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、電気用品の製造又は検査の業務の方法の改善その他他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務停止命令)

第四十八条 通商産業大臣は、第二条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならぬ。

第四十九条 通商産業大臣は、第二条又は第二十八条第二項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならぬ。

(異議の申立て)

第五十条 この法律の規定による通商産業大臣の処分(第五十六条の

規定により通商産業大臣の権限が委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事の处分に対し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをすることができない。

第五十一条 通商産業大臣は、前条の異議の申立てがあつたときは、異議の申立てをした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聆聞に際しては、異議の申立てをした者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるければならない。

第五十二条 通商産業大臣は、前条の聴聞を行なつた後、文書をもつて決定をし、その写しを異議の申立てをした者に送付しなければならない。

(手数料)

規定により通商産業大臣の権限が規定により通商産業大臣の権限が委任された場合には、当該通商産業局長又は都道府県知事に業局長又は都道府県知事の処分に対する不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立てをすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立てをする

納付しなければならない者	金	額
一 第三条の登録を受けようとする者	一件につき	四千円
二 第十九条若しくは第二十三条第一項の認可又は第二十四条第一項の認可の更新を受けるようとする者（指定試験機関の行なう試験に合格した電気用品の型式について、これららの認可又は認可の更新を受けようとする者を除く。）	一件につき	四万円
三 指定試験機関の行なう試験を受けようとする者	一件につき	四万円
四 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一枚につき	一百円
五 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	一枚につき	二十円

試験機関の役員又は職員は、一年以下  
の懲役又は十万円以下の罰金に處する。  
第五十九条 次の各号の一に該当する者  
は、十万円以下の罰金に處する。

一 第二十二条第三項の規定に違反して  
検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存  
しなかつた者

二 第二十五条第一項の規定に違反して  
表示を附さなかつた者

三 第二十五条第二項の規定に違反して  
表示を附した者

四 第二十七条の規定に違反して

一 第三十五条の許可を受けないで試験の業務の全部を廃止したとき。

二 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

## 第六十二条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に關し、第五十七条、第五十

たときは、行為者を罰するほか、

その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

### 第六十三条 次の各号の一に該当す

る者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十條第一項（第二十三條第

三項において準用する場合を除む。)又は第十二条の規定による

届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## 二 正当な理由なく、第十六条の

規定に違反して登録証を返納しなかつた者

一 納付しなければならぬ  
二 第三十三条の登録を受けようとする者は、第十九条若しくは第二十一条又は第二十四条第一項の認可による者とする者（指定試験機関に合格した電気用品の型式をこれらに認可又は認可の更新する者を除く。）  
三 指定試験機関の行なう試験をする者  
四 登録証の訂正又は再交付をする者  
五 登録簿の謄本の交付を請求する者  
六 登録簿の閲覧を請求しよとす  
2 前項の手数料は、指定試験機関の行なう試験を受けようとする者の納付するものについては当該指定試験機関の、その他の者の納するものについては国庫の収入する。  
(輸出用電気用品の特例)  
第五十四条 輸出用の電気用品については、政令で、この法律の一部の適用を除外し、その他必要な事項を定めることができる。  
(経過措置)  
第五十五条 この法律の規定に基づき政令又は通商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴合理的に必要と判断される範囲において、所要の経過措置を定めることができる。  
(権限の委任)

金額	する者	三條第一項の認認可の更新を受機関の行なう試式について、こを受けようとする者	とする者	三條第一項の認認可の更新を受機関の行なう試式について、こを受けようとする者
一件につき 四千円	一件につき 四万円	一件につき 四万円	一件につき 四万円	一件につき 四万円
一件につき 二百円	一枚につき 二十円	一枚につき 二十円	一枚につき 四十円	一枚につき 四十円
二回につき 八千円	二回につき 八千円	二回につき 八千円	二回につき 八千円	二回につき 八千円
三回につき 一万二千円	三回につき 一万二千円	三回につき 一万二千円	三回につき 一万二千円	三回につき 一万二千円

試験機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第三項の規定に違反して検査を行なわず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

二 第二十五条第一項の規定に違反して表示を附さなかつた者

三 第二十五条第二項の規定に違反して表示を附した者

四 第二十七条の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者

五 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第四十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十一条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

二 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

三 第四十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第四十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十七条、第五十九条又は第六十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一円以下の過料に処する。

一 第十条第一項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 正当な理由なく、第十六条の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

## 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十九条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に電気に関する臨時措置に関する法律施行規則(昭和二十七年通商産業省令第九十九号)第一条第一項の規定によりその例によるものとされた旧電気用品取締規則(昭和十一年通信省令第三十号)以下「旧規則」という。第二条の免許を受けている者は、この法律の施行の日から三月間は、第三条の規定にいかわらず、その者がこの法律の施行の際現に旧規則第三条の型式承認を受け、又は同条の型式承認を申請している型式の別の属する事業区分について電気用品の製造の事業を行なうことができる。その者が次項の規定による届出をした場合において、当該登録を受けるまでの期間についても、同様とする。

2 前項に規定する者は、同項前段に規定する期間内に、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出たときは、同項に規定する事業区分について第三条の登録の申請をしたものとみなす。この場合においては、通商産業大臣は、第六条の規定にいかわらず、その登録をしなければならない。

第三条 この法律の施行の際現に旧規則第三条又は第四条の型式承認

に相当する型式の区分について第十八条又は第二十三条第一項の認可を受けたものとみなす。この場合において、昭和三十三年三月三十日以前に型式承認を受けたものに係る第二十四条第一項の規定の適用については、同年四月一日に認可を受けたものとする。

第四条 前二条に規定するものを除くほか、旧規則の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律中これに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)  
第六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のよう改正する。

第四条第一項第四十五号中「製造を免許すること。」を「製造事業者を登録し、若しくは電気用品の型式を認可すること。」に改める。(電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正)

第七条 電気に関する臨時措置に関する法律の一部を次のように改正する。

本則中「電気用品」を削る。(電気工事士法の一部改正)

第八条 電気工事士法の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「この法律」の下に「又は電気用品取締法(昭和

年法律第 号)第二十八条第一項」を加える。

## 理由

粗悪な電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品の製造、販売等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○早稻田委員長 まず趣旨の説明を聴取ることといたします。森通商産業政策次官。

最近における家庭電化ブームの進展に伴い、電気による火災、感電事故等の災害も漸増の傾向を示しておりますが、これらの災害の原因は、主として電気工事の欠陥、電気用品の品質不良及び電気用品の使用、取り扱いの不適正によるものであります。

第一に、この法律案による規制の対象となる電気用品の範囲は、主として一般家庭において使用される電線、配線器具、電熱器、小型機器等であります。

第二に、電気用品の製造に関する規制といいたしましては、製造事業者の登録制を実施することとも、電気用品の型式について一定の試験を行ない、その試験に合格したもののみの製造を認めることとしたもので、これに期待されます。また、電気用品の使用、取り扱いの不適正による災害につれては、国民の電気知識の向上に待つところが大きいのであります。電力入事業者に対しましても、型式認可の制度による需用家施設の定期検査を強化する等の方法を通じて、極力その防止に努めつつある次第であります。

第三に、一般消費者が安心して電気用品を購入使用できるようにするため

により、製造免許及び型式承認を主体とする取り締まりが行なわれておりますが、この制度は発足後すでに相当の年月を経過し、近年における家庭電気用品の急速な普及状況に即応して災害防止の目的を十分に達成することは、困難な実情となつて参りました。このような情勢にかんがみ、粗悪な電気用品による火災、感電事故等の危険を防止して一般家庭等における電気の保安に万全を期するためには、この際電気用品取り締まり制度の全面的な改善合意化をはかる必要があると考えられます。これが、この法律案を提案するに至つた理由であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、この法律案による規制の対象となる電気用品の範囲は、主として一般家庭において使用される電線、配線器具、電熱器、小型機器等であります。

第二に、電気用品の製造に関する規制といいたしましては、製造事業者の登録制を実施することとも、電気用品の型式について一定の試験を行ない、その試験に合格したもののみの製造を認めることとしたもので、これに期待されます。これは、実質的にはほとんど現行の取り締まり体制を踏襲するものであります。これは、製造事業者の義務を明確化する等規定全般の整備をはかります。なお、電気用品の輸入事業者に対しましても、型式認可の制度を適用することにより、製造事業者に準じた規制を行なうこととした

制度を適用することにより、製造事業者は、製造及び輸入の規制のほか、販売の段階におきましても、不良な電気用品の流通を阻止する必要があります。販売事業者が型式認可済みの表示のない電気用品を販売することを禁止することといたしております。

第四に、電気用品の製造の急激な増大に伴い型式認可の申請件数も著しく増加する傾向にありますので、認可のため必要な試験の業務を円滑に処理するため、従来の国の試験機関のほか、一定の基準に適合する民間の試験機関を指定してこの試験を行なわせる道を開くことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○早稻田委員長 以上をもつて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○早稻田委員長 中小企業に関する件について調査を進めます。

本日は特に本件調査のため参考人として商工組合中央金庫理事長北野重雄君が御出席になつております。北野参考人には質疑応答の形式をもつて御意見を伺ふことにいたしました。

なお説明員として国民金融公庫としで国民金融公庫總裁石田正君、中小企業金融公庫總裁森永貞一郎君、及び中小企業信用保険公庫理事長山本茂君が御出席になつております。

各参考人並びに説明員の皆様には、午前中よりお待たせいたしまして恐縮いたしております。まことに御苦労様ございました。

す。中村重光君。

○中村(重)委員 中小企業の労働力不足の問題、さらには中小企業の金融、

最近の金融というのは、協同組合を通じての金融というのが非常に多くなつておるわけであります。その点についていろいろと融資上、保険上に問題が、支障といふものが私はあるのじやなかろうか、こう思はうわけです。そしたらことについての具体的な点をお答

これらのことに対しましてはいろいろ検討しておられることだと思うのであります。この点はどういうことになつておるのですか。

○山本説明員 公庫のとりまする保険料の引き下げといふ問題につきましては、前回にも御指摘があつたのであります。われわれとしても努力してお

するならば、この点にあたる留意といふものはあるべきだと思うわけあります。今の理事長の答弁といふことになつて参りますと、前回の附帯決議といふものが生がされるということに対する熱意がないよう私には思われます。保険公庫に対して今度は投資をしてどのよろな考え方を持つておられるか、政務次官あるいは司長からでも

とでございますので、政務次官にお尋ねしたい点も出て参りますが、一応金融問題から御質問いたしましたして、基本

きないと願しまして新しい語彙構築を考えなければならぬと思ひます。これは私どもの監督官厅であります中 小企業庁あるいは大藏省を通じまし て、ぜひともこういうことを実現して、ただくようこ去案の準備なり。ある

百万円、組合には一千万円といふことが制度上の最大限であります。しかし保証協会の現状におきましては中小の保証協会では限度までの力もないところかなりあるのでありますて、大きな協会はそれだけの力はあるのでござりますが、実際問題としましては、五百萬

せんので、少なくとも私個人としては監督官庁に対しても年次度の予算に相当の金額を盛りていただいて、御指摘の点が実現でできるように、せっかく努めておるわけであります。御指摘のようないう点において努力をしておる方であります。

けつこうでござりますからお答えを願います。

○森(清)政府委員 本年度は確かに中村さんの言われる通りに現状通りでございますが、実は来年度に大幅にこれを増額するよう前に計画をしておりまして、附帯決議がございましたけれども、慎重に考えて来年度ということになります。

○山本説明員 ちょっと先ほどお答えするのを漏らしました点を補足させていただきます。私は制度の点について

中小企業の近代化設備投資ということ  
が強く要請されており中において、融  
資保険制度をなくすといふことが中  
小企業の金融といふものに大きな支障  
を来たすという結果になるのではない

○中村(重)委員 私がただいま質問い合わせたしましたことは、実際の貸し出しにあたつておるそれぞれの機関に、実務の上からお尋ねをするということになりました。そこで、まず、御相談申し上げておるわけであります。諸先生方の御尽力によりまして私どもの希望が

中村：（了）  
財政投融資が行なわれたわけであります。この内容は申し上げるまでもなく、こうなつておるようであります。ところが信用保険公庫に対する出資は前通り常国会におきましては二十億なされて

するのを漏らしました点を補足させていただきます。私は制度の点について限度が七百万円ということを申し上げたのですが、保証協会によりましては、制度はそんなんだけれども、ところによつては三百万、五百万といふところがあつたわけであります。ところが保証協会も、前回の国会の御決議なんかがありまして、今まで三百五十万であつたところが七百万にしたとか、五百万であつたところが七百万、つまり

期するようだ。こういうようなことであつたわけですが、その間期が短いわけありますけれども、新しい制度によつて実施されましたその結果は現在の情勢下の上において適合しておるかどうか、いろいろと保険上

不都合な点、そういうものが出てきておるのではないかというように考えるわけですが、今までの経緯その

第一類第九号

商工委員會議錄第十号

昭和三十六年十月十六日

○中村(重)委員 政務次官の御答弁だと明年だ、こういうことになります。ということは、今年度はその必要というものを認められないわけですね。こらの点相当問題だらうと思うのであります。中小企業の金融を緩和していく、特に零細企業の金融難の打開といふものは、信用補完制度の充実だと私は考えるのであります。そなつて参りますと、どうしても保険公庫といふもののもつと活発な業務運営といふものが行なわれていかなければならぬ、こう考るわけあります。今前回の二十九億といううので大丈夫だとお考えになつて、そして明年出資をするということで足りるというようなことであつたのか、あるいは他に何か理由があつて出資しなかつたのか、その点を伺つておきたいと思います。

○**山本説明員** 保証協会の中小企業者に対する保証につきましては、今年度から全部包括保険制度になりましたので、保証協会のやります保証といふのは、全部私どもの方の保険にかかるわけであります。

○**中村(重)委員** この前の通常国会で、全国の保証協会の保証料といふものを統一していない。高いところは八厘、低いところが四厘だ、これは不都合じゃないかということと、この点に対しましても附帯決議では正するということを要求されておるわけです。先ほど限度は引き上げたということであります。保証料に対してもどう措置されたか。

○**山本説明員** ただいま御指摘のありました点については、各保証協会も非常に努力をしまして次第に下げて参りまして、低い方にどんどん統一される傾向にあります。十二協会が今年度になりましてから下げておりますて、下げるということは結局最小の方にどんどん統一される傾向にあるというわけでございます。もつとも協会の事情あるいは地方政府の援助の方法なんかによりまして、全部統一するまでには至りませんけれども、そういう傾向は顕著に現われつつあるわけであります。

○**中村(重)委員** 新しい経済制度といふか、経済の行き方として中小企業の共同団地計画といふものも相当進められておる。こうなつて参りますと、従業員の共同宿舎であるとか、一つの事業に対しても相当大きい金額といふものが必要になつて参るわけであります。そうしたことすべて協同組合を通じていく、こうしたことになつて参るわ

けであります。この保証のいわゆる保険の限度といふものが、現在は一千万円である。こういうことから現実には相当支障があるだろう、こう思われるわけです。個人別に保証の限度をきめて、そして組合全体ということになると、なつて参りますと、相当大きい保険の額になるわけですが、何かそうした実態に沿うような形に改めていく、補完制度機構といふことになりますか、そういう新たな制度というものが考えられないかどうかということが第一点であります。

それから、先ほど大堀局長からいろいろ補完制度に対しての機構を改めていくといふような御意見があつたわけであります。が、現在の第一種、第二種の機構といふものは必要であるのかどうか。このことは一本にまとめることが実際上、運営上はいいのじやないか。いろいろ議論があるうかと思いますが、この二点に対してもお聞かせを願いたい。

○山本説明員 一種、二種と分けておりまでは、一種の方はきわめて零細な金額でありますので、零細業者の保護に特に努めるという意味で、保険料がきわめて安くなつておるわけであります。が、これを一本にすると、自然それが一種の方に統一されなければこゝでござりますけれども、それを平均して一本にするということになりますれば、あるいは零細業者のためにならぬといふよりなおそれもありますので、これは私の私見としましては、やはり一種、二種に分かれて、一種の方はきわめて優遇されるということにしていただきたいと思っております。

それから保険の限度がきわめて安くて実情に合わないのではないかといふ御指摘でござりますが、こういうことは私は申し上げていいかどうかと思うのですがあります。少なくとも私の私的保険として考えておる設備保険について、は、設備というものは相当の金額を要するのでありますから、中小企業者の設備の近代化、あるいは団地といふようなことについては、少なくとも五千円くらいの限度、それが組合の融資について一億円くらいの限度の設備保険をするのが妥当であるということを私は考えて、関係官庁には申し上げておるわけであります。

ございますが、それぞれ協会の財政的、事務的能力の限界がございまして、現在個人七百万円といふことになっておりますが、あるいは東京、大阪あたりでござりますと、相当の力をもつてありますけれども、地方へ参りますと、七百万円すらなかなか実行できないというのが現状でございます。しかししながらわれわれといたしましては、できるだけ保証協会の能力を充実いたしまして、保証の限度を引き上げるように努力いたしております。同時に来年度におきましては、設備近代化のためには相当まとまった金が必要だらう。一千万くらいのものがわけなく要るわけでありますから、それに対する制度といたしまして、保険公庫は近代化保険を実施して、こういう大口のものに対する保証をする方法について現在検討中でございまして、できましたれば実現いたしたいと考えておるわけでございます。

現在八十八億になつておるのであります。ですが、それを各保証協会に貸し付けます。さらにこれを預金するわけであります。そういうとしますと、大体その六倍くらいの金というものが中小企業者の方に融資されるわけでありまして、保証を伸ばすということにつきましては、やはり保証の原資をわれわれの方に国家として相当出していただく。それを保証協会を通じて、地元の金融機関に預託することが必ず必要であるうえで、考えてゐるわけであります。来年度の予算については、やはり相当の金額を保証原資としてわれわれの方に出資していただけば、保証というものが十分伸びて参ると期待いたしております。

○中村(重)委員 今保証協会に保証を求めるといふことの一番の隘路は、結局原資が少ない。こういうことから保証申し込みをやつてもなかなか受け付けてもらえない、という点もあるわけですか。

もう一つは、調査に非常に時間がかかる、こういう点で、前からあります。ですが、保証協会に対する批判といふものが強いわけです。銀行の窓口化した。あるいは保証銀行という感があるとか、非常に評判が悪いわけです。どの点に対しても保証協会に対する指摘といいますか、そういうことに対しても留意しておられるか、このことをはつきり伺つてみたいと思います。

○山本説明員 保証協会にいろいろ御指摘のような批判もあると思いますが、この批判を十分理解いたしまして、こういふ批判はできるだけ是正していくかと考へておるわけであります。

が融資をしました後を保証協会の方が追認する。従つてこれは時間がかかるのでいぬ。追認制度といったようなものも零細の保証についてはだんだん普及しつあるわけであります。零細のものについてはあまり時間がかかるでいいと、やはり保証協会としても責任上査せざるを得ないかと思ひますが、それにしてもそういう時間はだんだん減るようになつてきていると思ひますし、われわれとしてもそれについては十分注意して参りたいと思ひます。

○中村(重)委員 零細金融について保証協会が追認するのだから、そのことに対する大した問題はないだらう、こういうことでありますか、私がお尋ねしたい問題点は実はその点にあるわけです。零細業者で地方銀行からの融資が非常に困難しておる。保証協会が追認じゃなくて保証してやる、こういうことで承諾されても銀行がだめだといえばだめになる、これが実態なんです。ですからこの零細企業に対する保証という問題、融資という問題は非常に重要な問題だらう。今の御弁が、零細企業に対しては追認といふことでやつているんだから、こういふらしいのかどうか、そういうことで零細企業者の金融といふものがうまくいくとお考えになつていらっしゃるかどうか、この点に対して伺つてみたいと思ひます。

なおこれは保険公庫ということによも、通産省の方が零細企業の金融問題

を非常に重視しておられると思うのである。こういうことによろしいのであるが、零細企業に対して何か特に対策としてお考えになつておられる点があつたかと思ひますので、そういう点もあわせて御答弁願います。

○大堀政府委員　たゞいま御質問の点にかんがみまして、信用保証協会の仕事につきましても、これはやはり信用保証はいたしますが、ある程度ビジネスでございますから相手がまわらず制限に保証するというわけには参らない。やはり市中銀行のように、もちろん採算ベースとかそばかりしゃくない公的機関でござりますから、そういう立場で当然保証については相当十分な配慮をして参るわけでござりますけれども、ただ無制限、無条件に保証するというわけに参らぬわけでございません。やはりその間に保証すべきか保証すべからざるかといふことの選択が行なわれることはやむを得ないと思つております。ただ小口の保証につきましてはできるだけ、私どもは二十万円くらい以下のものは、そういう特別の考慮のもとに銀行の窓口で、融資する銀行が同時に保証業務を代行するような形でやりまして、これを追認していくという制度は、やはり小口保証についても適当ではないか、かように考えて特例的にそういう扱いをやつていただいておるわけであります。

○山本説明員　現在は包括保険になつておりますので、保証協会の保証したもののは全部保険にかかるわけでありまして、保険事故が起こりました場合には、われわれの方で七割の現金は支払うのであります。三割といふものでは協会負担になつてるので、有力で

ない協会といふものは、血みどろになつてゐる点もあるかと思いますが、地方庁の援助によりまして、保証協会はそういう点を勇敢にやつておるところあります。あるのでありますて、たとえば東京とか北海道のこときは、地方庁が非常な援助をいたしまして、損失補償なんかやつておりますので、そういう点が地方庁の援助を強大なれば解消していくんじゃないかと思つております。

○田中(武)委員 中小企業金融に関する法律の五条一項の四号を見ていますが、その前に、中小企業庁長官にちょっと伺います。長官、中小企業等協同組合法の五条一項の四号を下さい。「組合の剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じてするもの」と、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていて、どう。」こういう規定がありますが、そろそろすると、協同組合の剰余金は、まず第一としては、組合の利用、これの利用率により配当をする、そして出資率による配当のときには制限を設ける、というふうなことがありますから、利用率による配分ですね、配当が優先すると考えられる。そこで、いろいろの組合がありますが、ます協同組合として、この利用分量による配当の実際はどのようにして行なつておりますか、お伺いいたします。

○田中(武)委員 非常に具体的なお尋ねでございまして、実は私も手元に今資料を持っておりませんので、十分調べましてお答えを申し上げたいと思いま

そこで、銀行局長にお伺いいたしましたが、信用組合は大蔵省の所管だと思うのです。信用組合の利用率配分といふことについては、どのようなことが行なわれておりますか。

○大月政府委員 実はただいまお呼び出しの通知は信用金庫の問題でございまして、信用組合の資料を持っておりませんので、ちょっと細目は今お答えしかねます。

○田中(武)委員 何を言つておるんだ。僕は中小企業等協同組合法で呼んだのですよ。

○大月政府委員 信用組合につきましても、中小企業等協同組合法の適用がございまして、今のお話の配当問題について第五条の「剰余金の配当は、主として組合事業の利用分量に応じするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていてやつているか」というのです。

○大月政府委員 今通牒その他の手元に持つておりませんので正確なお答えは、ちょっととこかんへん願いたいと思いますが、大体におきまして、信用組合自体は直接都道府県知事の監督にまかしてございます。そういう意味におきまして、われわれといたしましては、直轄の金融機関で、しかも信用組合と類似いたしております信用金庫の指導方針に準じた指導をやつておるところに基本的には考えております。従いまして、今の問題につきましても、信用金庫につきましては、利用配当

をできるだけ制限いたしまして、出資配当に切りかえるように指導いたしておるわけであります。

○田中(武)委員 今あなたのおつしやった昭和三十四年三月十一日の蔵銀第二六二号の通達、これは信用金庫の決算について、こういうことになつてゐる。しかし、その最後に持つてきて、信用協同組合についてもこの通達の趣旨に沿つて指導せよ、こううのです。ところが、御承知のように、この協同組合法の第五条四号は、今言いましたように利用率配分を優先しておるわけです。しかもこれは、同法第九条によつて税金が免除になるのです。ところがあなたの方は、こうう通達によつて指導せよと言つてゐる。すなわち、三十四年三月十一日蔵銀第二六二号の第三項は、中小企業等協同組合法第五条一項四号の趣旨を無視し、むしろ法律に違反したものをおしておられることになるのですが、いかがでしよう。

○大月政府委員 この中小企業協同組合法につきましては、また信用事業につきまして別途法律があるはずでございまして、今の通達につきましては、信用協同組合のうちで全国を所管するものについては大蔵省が直接やつておりますので、その信用金庫と同じ精神でやつてゐるわけであります。ただ、今手元に細目がございませんので正確なことはちょっとお答えができないかねます。

これは信用金庫を対象としているけれども、その中において、信用協同組合などもこういうことでやれ、こういうことがあります。法律のままで利用率配分を優先せしめよ、それについては免税の措置を講ずる、こういう点を無視したところの——あなたのところというよりは、大蔵省としては、税金のとれない協同組合法の精神はそうではない。従つて、昭和三十四年三月十一日の蔵銀第二六二号通達というものは、法的精神を無視し、これをじゅうりんしながら、こう思うのですが、いかがでござりますか。

○大月政府委員 率直に申しまして、どうしたことになつておりますか私今わかりませんから、いすれ調査いたしましてお答えいたします。

○田中(武)委員 それでは中小企業庁長官、あなたの方の所管である中小企業等協同組合法の本旨を逸脱するような、むしろそれを無視するような通達が銀行局から出ておるのでですが、そういうことを知つておつたのですか。

○大堀政府委員 私もまだ就任しまして日が浅いものでござりますから、その実事をまだ存じません。

○田中(武)委員 要は、これは中小企業庁と大蔵省の銀行局、この周における信用組合に対する指導の連絡が十分になされていないとともに、長官も局長も法律の勉強が足りない。こういうことをはつきり申し上げます。

統いて銀行局長にお伺いします。協同組合による金融事業に関する法律、これは御承知ですね。今日信用協同組

合、これはあまり許可をしないところ針で進められている。これはいろいろな金融事業を行なうのですから、なんものができると困るのでそういう方針もうなづけます。そうすると、やはりできることを押えるなら、現在あるのがだんだん大きくなっていく、大きくなることが経済上の原則であります。そうちますと、今申ました法律の三条の各号に金額の限度をきめておりますね。二百万円とかあるいは五百万円とかいうような限度をきめてありますね。あるいは一億というようないくとから言ふならば、限度をきめていますが、この経済のいわゆる高度発展といいますか、これは現内閣の一枚看板でございますが、ことによつてこの金額が相当過去のものになりつつある。しかも指導は信組合を新たに認可することをなるべく押えていくということから言えば、当然これは金額を上げねばならぬ、このように考えるのですが、先ほど述べました協同組合による金融事業に関する法律の第三条各号の金額についてどうお考えでしょうか。

がない、こういうふうに考えておりません。  
○田中(武)委員 これは最低限、し  
かし、その最低限を、新しくできるも  
のを押えておるということなら、やは  
り、いわゆる大蔵省ベースによつて企  
事を考えておる。同じ金融をやつて  
おつても協同組合法による信用組合、  
あくまでも協同組合なんです。組合の  
のためにする協同行為なんです、経  
事業なんです。そこであなたが言つた  
うに、もしそれでいけないというこ  
なら、まず除外規定でも設けてやるも  
どうかは別として、いいか悪いかは四  
として、そういう方向に向くべきで  
あって、現に法律がある限り、あな  
がそういうように考えることは法律尊  
視である。それからあなたの解釈から  
いえば、信用金庫と信用組合を同じじ  
うに考えておる。それならば信用組合  
のなし得る業務の範囲を信用金庫のな  
し得る業務の範囲まで広げますかとい  
ふのです。

特に重視する、信用組合につきましては協同組織であるという点を特に重視する。もちろん信用金庫におきましては、これは出資者が中心になっておるわけでございまして、協同組織でござりますけれども、信用組合におきましてはそのつながりがさらに強いといふようにわれわれは考えておるわけでございまして、そういう特色の違いから預金につきましては、信用金庫は一般の員外預金がとれるけれども、信用組合については、お互の間で一つ資金を集め、資金を貸してほしい、そういう点を一つの特色として指導いたしておりますわけでございます。

うこと、そうして第四条であなたが  
言つたように信用金庫と同様だと金融  
面を見るならば、第四条の信用組合が  
でき得る範囲、たとえばコール貸付、  
こう、いろいろなことをやれるようにな  
るか、このどちらかにやらなくちゃな  
らないと思うのです。今直ちにどうや  
るか、法律の条文も御理解ないようで  
ござりますから、ここで二人に言つて  
もしよろがない。中小企業庁長官と銀  
行局長との間に、信用組合をどうやつ  
ていくか、こうしたことについて御相  
談願つた結果を文書をもつて回答して  
いただきたいと思います。

あなたは協同組合法を知らない。だから金融問題だけで考えるのではなく、中小企業庁長官との間にそういう問題も十分打ち合わしたものとして出してもらいたい。金融制度調査会の中間答申が出ていますが、それは私どもの考え方と同じことであるということなら、あらゆる審議会の制度というものを根本的に考え直す必要がある。政府はみだりに調査会とか審議会を作り過ぎておる。作るのが好きなんだ。そのことによつていろいろと隠れみのに隠れてのがれようとする事実もあるわけです。われわれはこの審議会とか調査会等に大きな疑問を持つている。どうも審議会のメンバーを人選するときに、政府の方にあるいは官僚の方に都合のいい者ばかりを選んでおると言わざるを得ない。審議会制度の本質から離れておるものと思う。そういう発言はしてもらわない方がいいと思います。

〔速記中止〕  
○早稻田委員長 速記を始めて下さい。  
○大月政府委員 ただいまお話のございました点につきましては、よく速記録を調査いたしてみまして、もし不穏当な点がございましたら委員長に取り扱いを御一任いたしたいと存じます。  
○早稻田委員長 大月銀行局長の発言につきましては、後刻速記録を取り調べ、委員長におきまして善処いたしたいと存しますので、さよう御了承願います。  
○中村(重)委員 大月銀行局長と大堀長官にお尋ねいたしましたが、町の金融機関、高利貸しが非常に発展をしておるわけです。これはどういうことで町の金融機関がそう発展をするのか。またこの金融機関に中小企業の金融がどの程度依存しておるのか。これは調査をしておられると思いますので、その点をお伺いしたい。  
○大月政府委員 ただいまのお話の趣旨が、どういう点に問題があるかちょっとと私わからぬのでござりますが、正規の金融機関のほかに町のいわゆる金融業者というものがある、それと重複するという点は、あるいは一つの企業ないし個人が両方から借りておるということでございますが、あるいは監督権がダブつておるということでござりますか、ちょっととはつきりいたしませんが、ただいまの金融制度といったしましては、大蔵省なり、あるいは通産省なり、あるいは都道府県知事なりが免許をし、あるいは許可をするいわゆる正規の金融機関といったしまし

同組合、そこまでござります。そのほかにいわゆる貸金業法に基づきます貸金業者があるわけでございますが、これの設立あるいは営業は、免許でも許可でもないわけでございまして、単に都道府県知事に対する届出をもって事業ができる、こういうことでござります。この実際の経済に対する影響の最も違います点は、正規の金融機関はいずれも預金を取り得るという点でございます。従いまして、監督も預金者を保護するという点で非常に厳重になつております。貸金業の方は、預金を集めることを禁止しております。手金をもつて人に金を貸すということとではござりますので、かりに貸金業者自体が貸し倒れを作るということがありませんても、その点は特に政府として関与する点ではない。ただ社会正義あるいは弱者保護という点がござりますので、一般の高金利を取り締まるという観点から、その最高金利を日歩三十銭ということにしてござります。これは一般の金融機関の金利調整法に基づく貸し出しの制限に比べまして、ほんと倍近いほど高い金利でござります。これは法律上認められておるわけござります。こういうように金融が詰まって参りますと、いわゆる正規の金融機関でない貸金業者に金融を依存するという面がある程度ふえてきておるだろうということは申されるわけでございますが、監督の面につきましては、今のように立場を異にして監督しておるわけでござります。

Digitized by srujanika@gmail.com

です。先ほど大堀長官並びに山本理事長から、零細企業の金融ということに対してお答えがあつたわけです。大堀長官が答弁された通り、無条件で無原則的な貸付ということは、いかに政府金融機関でも無理だということはきわめてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をしてくれない、歓迎してくれないということがあります。かといって、今度は、銀行から貸し出しがあるのだったら、これを追認するのだというのですが、この銀行がまたなかなか受け付けてくれないのです。御承知の通り零細企業というのはロード的な性格を持つている。経営がそのまま即生活につながっている。材料代をすぐ払わなければならぬ、賃料をすぐ払わなければならぬ、手形をもらつても、その手形は数ヵ月という相当長期のものである。ところがその手形を銀行へ持つていってもなかなか割引ができるのです。国民金融公庫等から借り入れをしようと思いましても、なかなかそう簡単に貸してくれないし、また時間もかかる。そういうことから、手つとり早く町の金融機関、いわゆる高利貸しのところへ飛び込んでいくわけです。そのため、生業的な経営をやつておる零細企業は、全く生きにくいために精一ぱいだ、きわめて低所得で生活をしておる、こういうことが実態なんですね。ですから、この零細企業の金融対策といふものは、政策的な立場から意欲的にこれに取り組んでいくという態度でなければならぬと思う。協同化の促進をやるとかいろいろな方策もあります

しょう。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保ということでも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をしてくれない、歓迎してくれないということがあります。かといって、今度は、銀行から貸し出しがあるのだったら、これを追認するのだというのですが、この銀行がまたなかなか受け付けてくれないのです。御承知の通り零細企業というのはロード的な性格を持つている。経営がそのまま即生活につながっている。材料代をすぐ払わなければならぬ、手形をもらつても、その手形は数ヵ月という相当長期のものである。ところがその手形を銀行へ持つていってもなかなか割引ができるのです。国民金融公庫等から借り入れをしようと思いましても、なかなかそう簡単に貸してくれないし、また時間もかかる。そういうことから、手つとり早く町の金融機関、いわゆる高利貸しのところへ飛び込んでいくわけです。そのため、生業的な経営をやつておる零細企業は、全く生きにくいために精一ぱいだ、きわめて低所得で生活をしておる、こういうことが実態なんですね。ですから、この零細企業の金融対策といふものは、政策的な立場から意欲的にこれに取り組んでいくという態度でなければならぬと思う。協同化の促進をやるとかいろいろな方策もあります

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をしてくれない、歓迎してくれないということがあります。かといって、今度は、銀行から貸し出しがあるのだったら、これを追認するのだというのですが、この銀行がまたなかなか受け付けてくれないのです。御承知の通り零細企業というのはロード的な性格を持つている。経営がそのまま即生活につながっている。材料代をすぐ払わなければならぬ、手形をもらつても、その手形は数ヵ月という相当長期のものである。ところがその手形を銀行へ持つていってもなかなか割引ができるのです。国民金融公庫等から借り入れをしようと思いましても、なかなかそう簡単に貸してくれないし、また時間もかかる。そういうことから、手つとり早く町の金融機関、いわゆる高利貸しのところへ飛び込んでいくわけです。そのため、生業的な経営をやつておる零細企業は、全く生きにくいために精一ぱいだ、きわめて低所得で生活をしておる、こういうことが実態なんですね。ですから、この零細企業の金融対策といふものは、政策的な立場から意欲的にこれに取り組んでいくという態度でなければならぬと思う。協同化の促進をやるとかいろいろな方策もあります

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をしてくれない、歓迎してくれないということがあります。かといって、今度は、銀行から貸し出しがあるのだったら、これを追認するのだというのですが、この銀行がまたなかなか受け付けてくれないのです。御承知の通り零細企業というのはロード的な性格を持つている。経営がそのまま即生活につながっている。材料代をすぐ払わなければならぬ、手形をもらつても、その手形は数ヵ月という相当長期のものである。ところがその手形を銀行へ持つていってもなかなか割引ができるのです。国民金融公庫等から借り入れをしようと思いましても、なかなかそう簡単に貸してくれないし、また時間もかかる。そういうことから、手つとり早く町の金融機関、いわゆる高利貸しのところへ飛び込んでいくわけです。そのため、生業的な経営をやつておる零細企業は、全く生きにくいために精一ぱいだ、きわめて低所得で生活をしておる、こういうことが実態なんですね。ですから、この零細企業の金融対策といふものは、政策的な立場から意欲的にこれに取り組んでいくという態度でなければならぬと思う。協同化の促進をやるとかいろいろな方策もあります

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をしてくれない、歓迎してくれないということがあります。かといって、今度は、銀行から貸し出しがあるのだったら、これを追認するのだというのですが、この銀行がまたなかなか受け付けてくれないのです。御承知の通り零細企業というのはロード的な性格を持つている。経営がそのまま即生活につながっている。材料代をすぐ払わなければならぬ、手形をもらつても、その手形は数ヵ月という相当長期のものである。ところがその手形を銀行へ持つていってもなかなか割引ができるのです。国民金融公庫等から借り入れをしようと思いましても、なかなかそう簡単に貸してくれないし、また時間もかかる。そういうことから、手つとり早く町の金融機関、いわゆる高利貸しのところへ飛び込んでいくわけです。そのため、生業的な経営をやつておる零細企業は、全く生きにくいために精一ぱいだ、きわめて低所得で生活をしておる、こういうことが実態なんですね。ですから、この零細企業の金融対策といふものは、政策的な立場から意欲的にこれに取り組んでいくという態度でなければならぬと思う。協同化の促進をやるとかいろいろな方策もあります

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をし

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をし

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をし

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をし

ショウ。しかし、この金融といふものに對しては特別の配慮をもつて取り組んでもらわなければいけないのじやなかろうか。方法といたしましては、無担保といふことも考えられましょ、あるいは無連帶保証といふようなことも考えてよくわかります。しかし、現在の零細企業者には保証協会でもその保証といふのはなかなか、ざくばらんなく俗語で申し上げると、色よい返事をし

したやみ金融というものに依存しておる面ができるだけ少なくするという方

面であらうと思ひます。

今申しましたのは主といたしまして

われわれが普通貸付と申しております

一般的の生業資金でござりますが、われわれの方といたしましては、そういう

生業の関係とは必ずしも関係のない、たとえば恩給担保貸付というような問題につきましても、いわゆる金貸し、

やみ金融を利用する方面の方が相当あ

るのではないか、この点についてもで

きるだけわれわれの恩給担保の貸付と

いうものが理解されまして、六分とい

う金利で貸し出しが行なえるよう努

めいたしております。と申しますのは、

たとえば昨年のこととき、全国的に調査

するのはなかなか困難でありますが、

四国地方を中心として、いわゆるやみ

金融の依存度といふものはどのくらい

であろうかということを、われわれの手

によりまして調べましたが、そういう

金融に依存しておる方が相当多い

のではないかとう感じがいたしまし

て、特にこのものにつきましては地域

的に重点を置きましてPRをいたしま

した結果、最近は四国地方の恩給担保

の貸付は非常にふえておるといふよ

う状態であります、われわれといた

しましては国民金融公庫本来の使命と

いうものを考えて、その点においてはで

きるだけの努力をいたしておる

つもりであります。

○大堀政府委員 ただいま国民金融公

庫監査からお話をございましたが、保

証の面につきましては先ほど大体申し

上げましたが、具体的に申しますと、二、三千万円以下のものは原則として無担保の扱いを現にいたしておるわけ

であります。同時に取り扱いを簡便にするために、貸付をする市中銀行の面において追認をするという取り扱いを普及して参りたいということが一点でございます。

同時に、現在県とか町村あたりが小

口融資のための資金預託制度をやつ

おりまして、だんだんこれが普及され

ておるようございますが、これをさ

らに一そろ普及いたしますとともに、

私どもいたしましても融資基金を増

額いたしまして、保険公庫からでき

だけ保証協会に対して小口融資のため

の特別の融資を実施していくといふよ

うな面においても十分考へて参りました

い、かように考へております。

○中村(馬)委員 もつと具体的に、私

はなまの問題をいろいろ調査いたして

おりますが、お尋ねをしたいと思うの

ですが、時間もだいぶ過ぎて参りました

ので、一つ進んで参りたいと思いま

す。ただいま国民金融公庫総裁の方か

ら御答弁がございまして、最近の取り

扱いといふものがだいぶ是正されてき

たといふことは認めるのござります

が、やはり時間があまりにも長くかかる

り過ぎると思います。これはいろいろ人

上に病氣で休まれるといったよろなこ

とで、現場はなかなか困難しておるこ

うなことを私どもは現実に知つておる

わけなんです。そうしたいろいろな問

題点、公庫自身ではどうすることもで

わかります。しかし零細企業の金融が

非常に窮屈しておる、時間的に非常に争つておるといふ実態を十分把握されて、この手続上の簡素化、それから調査にあたつても、零細企業者の調査といふことは何か特別の便法を講じらなければならぬと思います。現に

思ひわけです。この点に対しては、特に格段の配慮を希望いたしておきた

ものが多いくわであります。商工中金

の理事長がお見えですが、商工中金に

おきましても、長期の設備資金を貸し

ておられるわけであります。運転資

金については、これは短期のものが当

然程度といつても、非常に期

間が短いのですね。保証関係、保険の

関係にいたしましてもそらなんです

が、より期間が短い。このことは十分

考慮しなければならないのではないか

が、やはり今回のところでもそらなん

であります。その点はそれでプラスでございましょう。しかしあまり期

間が短いといふことは、零細の企業

者、非常に力の弱い中小企業者といふ

ものは、借りた、すぐ返さなければな

らぬ、ここに非常に無理があるわけな

んですよ。ある程度期間を長く与えて

やらなければ、健全な生業から企業へ

と成長していくといふ上において、非

常な支障があるわけなんですね。期間が

くると、利益金といふものはなかなか

かそれだけ出てこない。利益金でもつ

て払うことはできない。払わなければ

金は借りられない。やむを得ずまた

わゆる高利貸しの窓口へと行くわけな

ことです。そいつたような点を十分配慮されなければならぬのじやない

か。特に最近は設備資金といふものに

現場の山本理事長から、考え方を一つ聞かせてもらいたいと思います。

○森永説明員 先般の通常国会におきまして、特に今後は直貸しに力を入れ

るようになつて御趣旨の御決議がござ

いました。私どももまた、できるだけ

公庫の融資方針を徹底させるには、直

貸しに漸次重点を移行させるべきだと

いう考え方からお答え申し上げたわけ

でございますが、その後の実行状況を

見ますと、逐次直貸しが全体の中でも占

める割合は増加いたして参つております。

昨年度はおそらく直貸しが二割前

後でございました。二割から二割一、三分くらいいまでのところでございました

たが、第一・四半期には二割七分まで

増加いたしまして、第二・四半期には二

割九分といふところまで逐次増加いた

して参つております。ただこれは必ずしも画一的には参らないわけございませんして、ことに今度のよほな金融引き

縮めで運転資金の需要が増加して参り

まして、またそれに応じなければならぬといふことになつて参りますと、

手つとり早く運転資金の出せる代理店

の機能もまた非常に効率的に利用しなけ

ればならぬわけございますので、画

一的には考えられないと思います。そ

のときどきの経済情勢に応じて逐次直

貸しをふやすような方針で参ること

は、もちろんその方針でやるわけでござりますが、その割合が今度の金融引

た。いろいろ答弁もあつたわけですが、陣容といたしましても理事が二名ふえております。十分充実してきていたるだろと考へるわけでありますが、そのことに対してもお答えを願

ります。

○大堀政府委員 御指摘の点につきま

でござります。

おきましても、附帯決議がこ

の点についてはつけてあります。それ

でどのような配慮を現在やつておられ

るのか、そのことに対するお答えを願

ります。

○森永説明員 先般の通常国会におき

まして、特に今後は直貸しに力を入れ

るようになつて御趣旨の御決議がござ

いました。私どももまた、できるだけ

公庫の融資方針を徹底させるには、直

貸しに漸次重点を移行させるべきだと

いう考え方からお答え申し上げたわけ

でございますが、その後の実行状況を

見ますと、逐次直貸しが全体の中でも占

める割合は増加いたして参つております。

昨年度はおそらく直貸しが二割前

後でございました。二割から二割一、三分くらいいまでのところでございました

たが、第一・四半期には二割七分まで

増加いたしまして、第二・四半期には二

割九分といふところまで逐次増加いた

して参つております。ただこれは必ずしも画一的には参らないわけございませんして、ことに今度のよほな金融引き

縮めで運転資金の需要が増加して参り

まして、またそれに応じなければならぬといふことになつて参りますと、

手つとり早く運転資金の出せる代理店

の機能もまた非常に効率的に利用しなければならぬわけござりますので、画

一的には考えられないと思います。そ

のときどきの経済情勢に応じて逐次直

貸しをふやすような方針で参ること

は、もちろんその方針でやるわけでござりますが、その割合が今度の金融引

き締めに際しまして、どういう数字になりますか、それにはもう少し今後の情勢を見きわめたいと思っておりますが、御趣旨は十分に体しまして運営をいたしておるつもりでございます。  
○中村(喜)委員 この代理貸しということになつて参りますと、系列金融といふ形あるいは銀行の逆選択といふ形ですね。そういうことから、非常に危険性があるといふよくなことが、何といふのか、中小企業金融公庫の方へ肩がわりといふことが実は行なわれてきている。銀行の危険防止機関といふような形に中小企業金融公庫が利用されている面が、私は非常に多いと思つております。そのために、せつかくの中企業の金融を強化していくといふことの機関が、健全な経営者というものに十分利用されないと、いふように感じたわけなんです。

○森永説明員 代理貸しは全国的に六千もあるわけでござりますが、これもやはり全国津々浦々にわたるペイプとして利用していかなければならぬと思います。しかし先ほども申し上げましたように、かゆいところに手の届くような貸付をいたしますには、何といつても直接貸付にもとと重点を置かなければならぬ。そういう趣旨で、実際に店舗網がまだ不十分であると思います。ただこれは一挙に全国的に店舗網を設けるわけにはなかなか参らないのでございまして、ことしは三支店、二出張所を設けまして、現在十四支店、四出張所ということになつておりますが、逐次これを拡充をいたしまして、皆様に代理貸しだけでなく、直貸しについても便利よく私どもの店舗を御利用いただきけるよう考へて参りたいと、いうふうに考へておる次第でございまして、来年度につきましても何がしかの店舗を増設していくたゞくより、予算の要求をお願い申し上げておる次第でございます。

でくるといふような点があるのではないか減らならないのかどうか、これを是正しなければならないのだといふ一つの基本的な方針を立て、それに向かって推進していくといふ形でなければならぬと思ふ。代理貸しがなかなか減らならないと思うが、それをこういふ点にあるのではなく、代理貸しがなかなか減らならないのだと、どういふ點に問題があるのか、その点を一つ聞かせていただきたい。

○森永説明員 代理貸しは狭い範囲の資金需要、特に預金取引等のあるような場合も相当含まれておるわけでございまして、信用状態その他が代理店によくわかつておるといふようなことから早くできるわけでございますが、直貸しとなりますと、初めての取引をする相手方にお貸しするわけでございまして、しかも利益金の中から償還をしていただくということになりますと、やはりその事業の現状、将来性その他いろいろ審査をしなければならぬわけでございまして、右から左といふわけにも参らないのでござりますが、それにしてもできるだけ時間がかからぬないようにといふことで、銳意努力をいたしております次第でござります。試みに、九月末現在で、ごく最近に取り上げましたものにつきまして、昨年度と本年度とどういうふうになつてているかということを比較してみましたところ、幸いにして非常に能率も上がりまして、一件当たりの所要日数も平均三十日くらい短縮できているといふような結果になつております。今後もこの努力を続けていかなければならぬとして、一件当たりの所要日数も平均三

上にも限度があるわけでありまして、やはり一番の問題は何かと申しますと、この直貸しに必要な人員の充実をしていくことだと思います。私どもの公庫も創立以来八年になりますが、今後はそれに大いに期待できると思います。同時に、将来のこの直貸し重点ということを考えますと、いましばらくはやはりこの新卒も思い切って採用いたしまして、第一線に投入するには教育も要るわけでございますが、目下そういう方針で毎年六、七人ずつ採用いたしております。それらの連中の教育に重点を置きまして、一日も早く審査が行なわれ、全体の融資事務がスピードアップされるように、努力を重ねているような次第でありますので、御了承いただきたいと思います。

思い切って広げていくといふこと、これから中小企業の金融の特質からいっても、調査その他のいわゆる事務の等を素化をして迅速に貸付をするということ——このことでのきない理由を中心と——君は今聞いたわけだが、今の答弁でも、何だがその場限りのよくな感じを受ける。ほんとうにどこにその原因があるか。人が足りないのだから予算をうんと要求したらいいじゃないか。あるいは店舗が足りないならふやしからいいじやないか。そんな中途半端なものならやめてしまつたらいい。そもそもいかなかつたら、役に立つようになければならぬ。それには思い切った希望を大蔵省なり当委員会なりへ出して下さい。こうしてもらななら直ちにファーフティ・ファーフティの貸付もできる、いわゆる代理貸しと直接貸しの歩合がファーフティ・ファーフティに參るのはどうようとこらへんにたらすぐできる。そのためにはこのくらいの予算が必要なんだ、このくらいの人員が必要んだといふような要求を出して下さい。いつも同じよらなことばかり言つておつたんでは、私は短気ですから、そんなことでは済まされないです。

産を切り抜けるのに運転資金をすぐ貸してやる、カンフル注射が必要である、こういう時期に差しかかるじゃないかと思われます。ここで他人行儀な答弁をしていただかぬでもけつこうですから、具体的にこういうことをやろうとするが、どうだろうかということで、実のある行為に移していただきたい、こういうことをお願いいたがた質問するわけでございます。

○森永説明員 直貸レフィフティ・ファーフティに五ヵ年くらいで目的へ持つていただきたい。その場合の本年度末の直貸しの比率は大体二五、六%といふことを考えております。その目標は、順調に達成しつつあることをまず御了承いただきたいと思います。先ほど申し上げましたように、第一・四半期融資だけで考えますと二七%，第二・四半期は二九%，九月末残高では直貸し二四%，代理貸し七五%というところまでいっておるわけでございまして、この春の通常国会で申し上げました目標に向かって順調に進んでいるということを、まず御了承いただきたいと思ひます。

それから第二点でございますが、融資に際しましては、運転資金と設備資金とでは多少趣が違うと思います。設備資金は、これから設備を拡張しようという、しかもそれを借りるにつきましては、収益の中から利益償還をしていくわけでありまして、それにつきましては、やはりその企業の実態を見きわめるということも必要なわけでござります。当座の金繰りのための短期資金とちょっと違う点があるわけでござります。従いまして、設備資金の融資にあたりましては、そう簡単に右から

左というわけにも参らぬわけでございまして、若干時間がかかる点は御容赦いただきたいのです。ですが、ただそれにつきましても、できるだけ時間を短縮するようにといふ努力をいたしております。一つは人員の充実、もう一つは能率の向上であります。現に九月末現在で最近に取り上げましたものについて申し上げますと、本店では、昨年は受付から審査決定までが十九日であったものが六十七日、二十九日の短縮を見ております。大阪ではもつと四十日くらい短縮されております。名古屋でも二十日くらい短縮されておる。これは私ども人員の充実並びに能率の向上をはかりまして、できるだけ皆さんに御迷惑をかけないよう、融資手続の迅速化をはかつておる。一つの事例でございますので、その努力につきましては今後もなお続けるつもりでございますが、現状で相当改善された点をお認めいただきたいと存ずる次第でございます。

はり代理店の特徴を生かしてやらなければならぬ。その意味で先ほど申ました代理店の代理貸し比率が一時干その減少の度合いが停滞するといふこともあり得るかと思ひますので、その点は御了承いただきたいのでござります。しかしその全体の割合としましては、先ほど申し上げておりますように、逐次直貸し重点を行ない、これまではあくまでも守つて參りたいと考えておいる次第でござります。

○田中(武)委員 今大阪でも何日間か短縮した、こういうお話をですが、実は大阪支店で九月だったか話があつた結果でござります。今後のものについて長くかかるのには理由が二つござります。一つは金が足りないということ、もうすでに今申込みがあるものでございまして、新しい問題にとりかかるのに少し時間がかかるといふ順番が回つてこないという理由、もう一つは、審査員が当面の問題の処理に追われておりまして、新規の申込上げるだけの資料を今持つておりません。そのため、その二つの面からあるいはおくれるといふことを申し上げる事例もあるうかと思いますが、それは今申し上げる事情によるものと御了承願いたいと思います。

○田中(武)委員 資金量が足りない、あるいは人が足りない、いろいろ理由

はあらうと思う。またそれがほんとうだらうと思う。しかしながら方には、これはあえて中小企業金融公庫だけではありません。きょうお見えになつている商工中金は別だらうが、いわゆる政府機関としてのあなた方は、その与えられた任務を達成するためにベストを尽くす。そのためには政府になりあるいは当委員会に遠慮なく、一つ二ついろいろとをやつてもらいたいといふことを言うべきで、政府が聞かなければ委員会に出して下さい。これだけのものがなければやれないのだといふこと、これはあえてお宅だけではない。ほかのところでも同じです。政府が聞かなければ委員会において決議をして政府をして実行せしめます。あなた方は、やはりもとがもとだけに政府に対して言いたいことをよう言わぬとの違いますか。そんなことなら当委員会へこれだけの予算は来年度必要だ、これだけの年末資金が必要だということを出して下さい。当委員会において決定して、政府に実行させるように迫りますよ。それをやらぬような政府なら私は本委員会で一切の法律は通さぬという決意を持つております。

で、ある程度はやむを得ぬと思います。実績なんていふものは全然考慮するなという見方も無理でしょう。しかしあまりにも実績主義に過ぎる。最近は多少変わっているかと思いますが、一年以上同一場所で同一事業を行なう、それから国民金融公庫に至つては書類を出したがパスしなかつた、六ヶ月しなければ申し込みができない、そういうあまりにも形式主義、実績主義ということでは、政府金融機関としての使命を果たすことにならぬと思います。そこらあたりも、公庫の場合は代理貸しを利用するという形が出てくる、また公庫の方でも安易な点から代理貸しに依存するという形が出てくるだろう、こう思つております。資金量の問題あるいは要員の問題、いろいろ公庫ではどうすることもできないといふ点があるといふことはわかります。そのことはわれわれ委員会におきましても、積極的に取り組んで参りたいと思うのですけれども、公庫 자체においてやり得ること、それは最大限に実際の実情に沿らざるに十分の配慮を一つお願いいたしたい、こう思つわけです。

次に、商工中金のことに対する御質問をいたしたいと思うのですが、銀行局長のお尋ねいたします。

商工中金に、昭和二十八年当時最高六十六億くらいの指定預金というのがあつたと思います。今この指定預金と

いうのが全然行なわれていない。これに対しては理由があつたかと思うのであります。どういうわけで指定預金といふもの引き揚げられてしまつたか、これ

を現在行なわれないのか、その点を一つ承つてみたいと思います。

○大月政府委員 指定預金は、多分昭

和二十四年ころだつたと思ひます。

やはり金融が非常に逼迫いたしまして、

国庫金の余裕が相当ございましたの

で、中小企業の対策といたしました

実施されたのが初めてだらうと思いま

す。それがずっと続いておりましたと

ころ、昭和二十八年の金融の引き締め

に際しまして、民間の金融も引き締め

ると同時に、今申しました、財政から

する金融をゆるめる要素になつております。

まず指定預金も逐次引き揚げるとい

うことにして、都市銀行及び地

方銀行の指定預金は、そのとき計画的

に半年ばかりかかりまして、全部引き

揚げたわけでござります。ところが、

あと相互銀行、信用金庫及び今お話を

こざいました商工中金に対して、合計

六十三億だけが残りましたのは、中小

企業金融機関として、それは最後に揚

げようというところで、これがやはり

託を実行いたしましたと、これはやはり

なかなか引き揚げにくい政治的な理由

もあり、社会的な理由もございまし

て、とかく焦げつきがちになる。そ

れから第三の問題といったしまし

て、一べん民間の金融機関に対して預

託を実行いたしましたと、これはやはり

ときがほんとうに軌道に乗つたら一日に七十万個の卵が出てくると言いましたら、私の近くの農家の養鶏というの全部全滅であります。しかもそれが農協系の資本を主として運用しておる。しかもそのやり方はどうかといいますと、農協は施設と生きものだけ持つておる。御承知の通り農協法で援用行為ができません、それから利益の分配が制限をされておる、ですから施設と生きものは農協ないしは農協系の形で全部やつておる、そして営業関係と利益分配だけは同じものが別の会社を作つてやつておる、この二重のインチキ組織で切り抜けをして、そして農民の金で農民の首を縮めると、なるほどこれは法律的に言えば合法でしょ。やつておるのが実情であります。

これに対する農林省、大蔵省はどういう態度をとつておるのか。なるほど

これが法律的に言えれば合法でしょ。

しかしながら今度のあれだけ政府が骨を折つて力を入れた政策、いわゆる一国の農業基本法に対する態勢としては、もつ

てのほかの態勢だと思うのです。これ

に対し何らのあれが出ていない、こ

れらの点について銀行局長としてはどうお考えになつておるか。またこれら

の実態を——これは今のところまだ芽を吹いただけです。しかし至るところ

にこの形が今芽を吹きつつあるので

ある。そこでこれが非常に大きな形に

なろうとしておる、私は非常に危険な行き方だと思つております。

この三点について、とりあえずの考え方と、できればこれらの実態をお調べの上、その資料を出してもらいたい

行政指導の手を打つてもらいたい、こ

う思つてあります。

## ○大月政府委員 お答えいたします。

いろいろになりますと、これはやはり

力の低いところに金融をするといつこ

とに適しない。そういう意味で資金

が集まるのは農協の系統で、使う方は

ないのではないか、こういうように考

えます。ただ全体として農

金融機関のほかに信用金庫がいろいろ

進出いたしまして、その資金源を荒ら

しまして、御存じのように非常に資金

が不足をいたしております。貸し出し

の需要が多く、しかも相当金融機関の

相互の間に競争が激しいわけでござ

ります。そういう意味で各金融機関とも

ます。そないうちに資金需要の

申込ますと、農協系に対する

方向としては、そういうよう努力し

ておられるし、われわれとしても基本

的にはそなう考えております。

それから第二の問題でござりますが、

地方に吸い上げまして、そこで統一

的運用するというが今後の金融の考

え方でありますので、農林省もやはり

方向としては、そういうよう努力し

ておられるし、われわれとしても基本

的にはそなう考えております。

それから第三の問題でござりますが、

農村の共同意識と申しますか、最後は

そういうような意識にたよらざるを得

ないのではないか、こういうように考

えます。ただ全体として農

村の金はできるだけ系統を利用して農

村の方に吸い上げまして、そこで統一

的運用するというが今後の金融の考

え方であります。ただ全体として農

村の金はできるだけ系統を利用して農

村の方に吸い上げ





昭和三十六年十一月六日印刷

昭和三十六年十一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局